

ISSN 0910-7282

大阪府立図書館紀要  
第49号  
2021年3月

Bulletin of Osaka Prefectural Library No. 49

大阪府立中之島図書館

大阪府立中央図書館

目 次

その後の「少年院と図書館サービス」

P 1

日置 将之

翻刻『大坂城御塩味噌役諸色覚』

P 2 3

佐藤 敏江  
山田 瑞穂  
北川 敬子  
小笠原 弘之  
灘井 雅人  
苗村 昌世  
三島 美幸  
八木 美恵

編集後記

# その後の「少年院と図書館サービス」

日置 将之（中央図書館）

## 1 はじめに

本紀要の 35 号（2006（平成 18）年 3 月）に掲載した「少年院と図書館サービス」<sup>(1)</sup>では、大阪府立図書館と浪速少年院との連携の歴史を紹介し、全国の少年院を対象としたアンケート調査等をもとに、その読書環境や読書の活用方法等を明らかにした上で、図書館から少年院に提供可能なサービスに関する提案をした。

「少年院と図書館サービス」の執筆から約 15 年が経過したが、この間には様々な変化が生じている。最も大きな変化は少年院の根拠法である「少年院法」の抜本的改正（2015（平成 27）年 6 月施行）である。この改正により、旧法にはなかった「読書」に関する条文が新たに加えられ、少年院における「読書」に法的根拠が生まれている。大阪府立図書館に関しては、前回の紀要執筆の時点には途絶えていた浪速少年院との連携が 2015（平成 27）年に復活し、現在は浪速少年院以外の少年院とも連携している。また、少年院を対象とした読書環境等のアンケート調査については、少年院法の改正を挟んだ 2013（平成 25）年<sup>(2)</sup>と 2019（令和元）年の 2 度行われている。

そこで本稿では、現在の大阪府立図書館における少年院等を対象とした取り組みを紹介し、最新の調査結果をもとに、少年院における読書環境等の変化について述べる。

## 2 大阪府立図書館と少年院等との連携

### 2. 1 浪速少年院との連携

大阪府立図書館では 1958（昭和 33）年頃から浪速少年院と連携しており、その内容は図書の貸出はもちろん、院生を招いた図書館見学の実施や少年院の読書関係行事に司書が参加する等の多様なものだった。この連携は一時の中断を挟んで 1989（平成元）年まで続いていたが、浪速少年院の建替え等により途絶えていた。

2014（平成 26）年に府立中央図書館の司書が浪速少年院を訪れて図書館サービスの PR を行ったことで、2015（平成 27）年 2 月からは図書の貸出が再開された。貸出方法は少年院側

が希望するタイトルを貸出する通常の団体貸出ではなく、学校等に向けてテーマ毎に児童サービス担当の司書が選書した「特別貸出用図書セット」<sup>(3)</sup>を少年院にも利用してもらっている。貸出回数は年2回（貸出期間は6ヶ月）で、1セット50冊前後の中高生向けのセットが中心だが、漢字が読めない少年が多いことを考慮して2018（平成30）年からは小学校高学年向けのセットも貸出している。貸出方法は来館による直接貸出で、少年院の教官が半年ごとに来館して借用中のセットを返却し、別のセットを借りて帰るといった流れで行っている。

2015（平成27）年から2019（令和元）年までの貸出実績は以下の通りである。

【表1】浪速少年院への貸出実績

年度	セット数	冊数
2015	11	507
2016	8	374
2017	8	388
2018	8	380
2019	8	390

セットの貸出時には、来館した教官から利用状況等に関する話を伺っている。それによると浪速少年院では毎回4セット借り受け、全4寮に各1セットを配置して備付書籍とは別枠で少年に貸出しており、各セットを定期的に入れ替えて全ての寮に回るようにしているとのことである。

浪速少年院が2019（令和元）年に少年を対象に実施したセットに関するアンケートでは、「とてもおもしろかった」・「おもしろかった」と回答した少年の合計が81%となっており、今後も「絶対借りたい」・「借りたい」の回答も合計93.8%だったとのこと、少年の反応は非常によい様子が伺える。

## 2.2 その他の少年院との連携

浪速少年院からの情報提供により、2015（平成27）年9月から交野女子学院に対する貸出も開始している。また、2020（令和2）年2月からは地元の阪南市立図書館による提案で和泉学園（泉南学寮を併設）にも貸出を開始し、府内にある全少年院との連携を達成した。交野女子学院への貸出方法は基本的に浪速少年院と同じだが、和泉学園については、阪南市立図書館まで協力車でセットを運搬し、少年院の職員が同館で受け取っている。

各少年院への貸出実績は以下の通りである。

【表 2】交野女子学院・和泉学園（泉南学寮）への貸出実績

年度	交野女子学院		和泉学園（泉南学寮）	
	セット数	冊数	セット数	冊数
2015	6	271		
2016	6	271		
2017	7	281		
2018	7	290		
2019	6	272	5	236

交野女子学院には毎回 3～4 セット貸出しているが、浪速少年院と同じく各寮に 1 セット程度を配置し、定期的に入れ替えて全ての寮に回るようにしているとのことである。利用状況のアンケートを実施したとの情報は得られていないが、少年の反応としては「もともと読書好きな院生はよく読んでいる。本の感想などを職員に聞かせてくれる。」「読書好きではない院生は、表紙の絵がカワイイなど、見た目から入るようだ。」「物語系を好むが、外国（欧米系）の本は手にとらない。」といった話を伺っている。また、職員の感想としては、「施設の方で選ぶとどうしても偏ってしまうが、特別貸出用図書セットには色々なジャンルがあることから大変助かっている。予算の面でも購入する本に限りがあるため、院生にとって色々な本に触れることができるのでとてもよい。」「職員も一緒になって読むことで、本の内容について話し合えたことは大きな収穫だった。また、本に出てくる話を例としてあげながら、院生への指導内容を深めることもできた。」といった話を伺っており、当館から貸し出した図書を処遇に活かしていただいているようである。

なお、和泉学園の利用状況に関する話は、本稿執筆時点ではまだ伺っていない。

## 2. 3 大阪少年鑑別所との連携

現在は継続できていないが、2011（平成 23）年からは大阪少年鑑別所からの要請により、選書のための情報提供を一時期行っていた。具体的には、「家族・親子関係」「友人関係」「薬物」「犯罪被害」といった鑑別所側から提示されたテーマごとに、少年に適していると考えられる比較的新しい図書の情報を提供していた。大阪少年鑑別所では、当館から提供した情報を参考にして図書の購入をされていた。

### 3 少年院と読書

この章では、2019（令和元）年のアンケート結果等をもとに、15年前に「少年院と図書館サービス」で示した状況からの変化について考察する。なお、2019（令和元）年の調査では少年鑑別所も調査対象としているが、15年前は調査しておらず、比較ができないため本稿では取り上げない。また、少年院の調査についても、15年前に調査項目としていなかった部分も比較ができないため言及していない。（調査結果の詳細は「資料」でご確認ください。）

#### 3. 1 少年院の読書環境

少年院の蔵書数や図書予算は、15年前との比較では冊数が増加している一方で、予算額は減少している。図書室の蔵書数については、15年前は500冊～11,958冊（平均4,940冊）だったが、2019（令和元）年の調査では800冊～12,500冊（平均5,070冊）となっている。図書の購入予算については、年11万円～60万円（平均312,500円）から、67,000円～100万円（平均236,984円）となっており、平均金額が減少している一方で、最高額の施設の金額は大きく増えている。冊数、金額ともに施設ごとの違いが大きい点は15年前と同様だが、読書環境の整備に力を入れている施設とそうでない施設との格差は、より大きくなっている可能性があると考えられる。

マンガを置いている少年院の割合は、15年前は82%だったが、2019（令和元）年の調査では90%となっている。また、雑誌を置いている施設の割合も36%から39%に上昇している。雑誌については微増ではあるが、少年院に置かれている資料の幅は若干広がっているようである。

#### 3. 2 少年院における読書に関する取り組み

読書に関する取り組みの設問については、15年前の調査では取り組み内容の例示が「読書会」と「読后感想発表会」のみだったのに対し、2019（令和元）年の調査（問20）では「読書集会」や「朝の読書」等を追加した9種類の例示となっている。このため、両調査の単純な比較はできないが、「その他」の回答に着目すると、2019（令和元）年の調査では「読書紹介ポスター作成・発表」や「ビブリオバトル」「ポップ作製と掲示」といった15年前には見られなかった新たな取り組みが複数挙げられているため、取り組みの種類は豊富になっている様子が伺える。

### 3. 3 少年院と図書館との連携

少年院と図書館との連携については、15年前に比べると質・量ともに充実したものになっている。15年前は77%が「連携なし」と回答しており、「連携あり」の施設でも図書の貸出や図書館見学といった単純なもののみだった。一方、2019（令和元）年の調査では「連携なし」の施設の割合は56%にまで減少している。連携の内容も多様化しており、図書の貸出等の他に、「書籍の寄贈」「図書館員の行事参加」「テーマ別のリスト提供」「書籍整理等の社会貢献活動」「少年による本の紹介ポップの提供」といった取り組みが実施されている。

このように取り組みが広がっている要因の1つとしては、少年院法の改正による影響が考えられる。この改正の大きな柱に「社会に開かれた施設運営の推進」があり、新たに制度化された「少年院視察委員会」では、外部の有識者による意見として図書館との連携を促すものが複数の施設に出されている<sup>(4)</sup>。施設側は、出された意見に対する対応策や、対応ができない場合の理由等について返答する必要があるため、取り組みが進んでいる可能性もあると考えられる。

## 4 おわりに

かつての浪速少年院との連携は、貸出に限らない幅広いものだったが、現在は貸出のみに限られている。当時と異なり府内の全少年院と連携できている点は大きな前進と言えるが、最新のアンケート結果にあったように、他の図書館では様々な取り組みがなされていることから、やはり当館でも連携の幅を広げることが今後の課題であると考えられる。貸出以外の取り組みについては、ブックトークや読み聞かせの実施に関する意見交換を来館した教官と行ったことはあるが、現時点では実現していない。

少年院は幹部の意向によって施設の運営方針が大きく変わる傾向があるため、現在実施している貸出についても、場合によっては継続できなくなる可能性もある。このため、少なくとも貸出は継続できるよう担当教官と緊密に連携しつつ、可能ならば新たな取り組みの実施についても模索していくことが望ましいだろう。

この論文のアンケート調査は、「日本図書館研究会 児童ヤングアダルト図書館サービス研究グループ」の協同研究として取り組み、最終的に日置がまとめたものです。

この論文を執筆するにあたり、多くの方々・関係機関のご協力をいただきました。

ここに謹んで謝意を表します。

## 注・引用

---

- (1) 脇谷邦子、日置将之「少年院と図書館サービス」8頁～12頁、『大阪府立図書館紀要』35、大阪府立図書館、2006年
- (2) 日置将之「少年院・少年鑑別所の読書環境 アンケート調査から見てきた少年院法改正前の現状」4頁～9頁、『出版ニュース』2343、出版ニュース社、2014年
- (3) 特別貸出用図書セットについてのご案内、“大阪府立中央図書館 学校支援のページ”(オンライン)、入手先 (<http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/school-tset.html>)、(参照 2020 - 11 - 10)
- (4) 少年院視察委員会の活動状況、“法務省 HP”(オンライン)、入手先 ([http://www.moj.go.jp/shingi1/kyousei08\\_00065.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/kyousei08_00065.html))、(参照 2020 - 11 - 10)



## 少年院・少年鑑別所における読書環境等に関する調査 2019

## 1. 調査の概要

調査主体：日本図書館研究会 児童・YA 図書館サービス研究グループ

調査目的：少年院・少年鑑別所の読書環境と図書館の利用状況について調査し、改正少年院法施行（2015年6月）後の実態を知る。

調査対象：全ての少年院（51施設）、少年鑑別所（52施設）の計103施設

調査方法：質問紙を対象施設に郵送（返答も郵送）、訪問調査（2施設）

調査時期：2019年1月～2月（訪問調査は10月）

回収率：少年院39施設、少年鑑別所33施設（計72施設70%）

## 2. 調査結果

## 2.1 備付書籍（官本）等について

## 問1（蔵書冊数）※概数含む

少年院：平均5,070.2冊（最高12,500冊 最低800冊）

鑑別所：平均2,767.8冊（最高9,156冊 最低1,200冊）

## 問2（年間予算）※概数含む

少年院：平均236,984円（最高1,000,000円 最低67,000円）

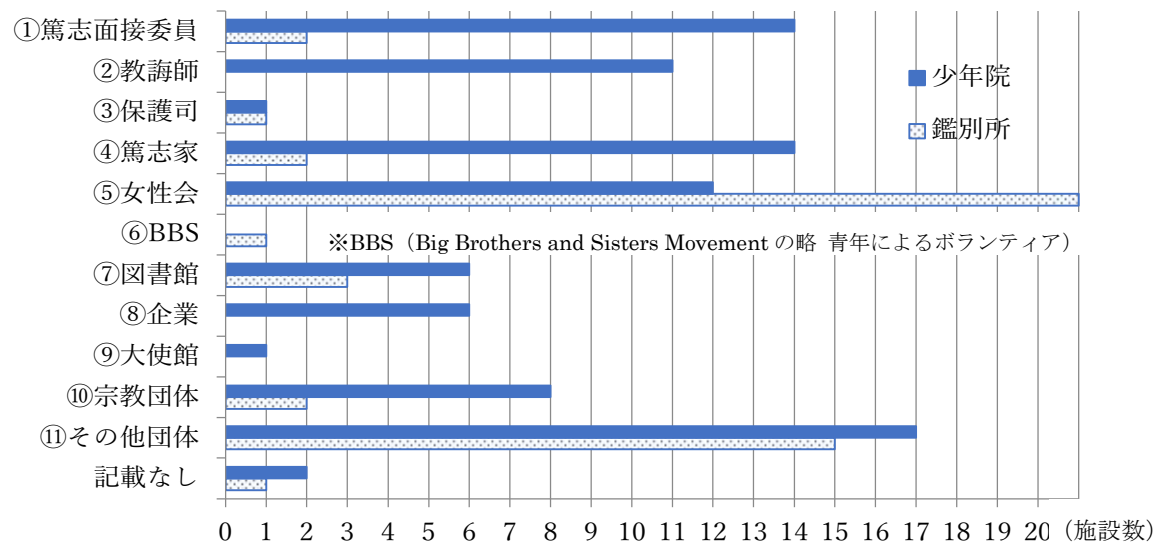
鑑別所：平均154,032円（最高1,380,000円 最低50,000円）

## 問3（寄贈の有無）

少年院：あり38 なし0 回答なし1 寄贈割合（平均：14.9% 最高：70% 最低：0.1%）

鑑別所：あり32 なし1 回答なし0 寄贈割合（平均：15.3% 最高：70% 最低2%）

寄贈元（複数回答）



#### 問4 (図書室について)

☆図書室の有無と蔵書冊数 ※概数含む

少年院：あり 19 なし 20

蔵書冊数：平均 3,871.5 冊 (最高 8,409 冊 最低 200 冊)

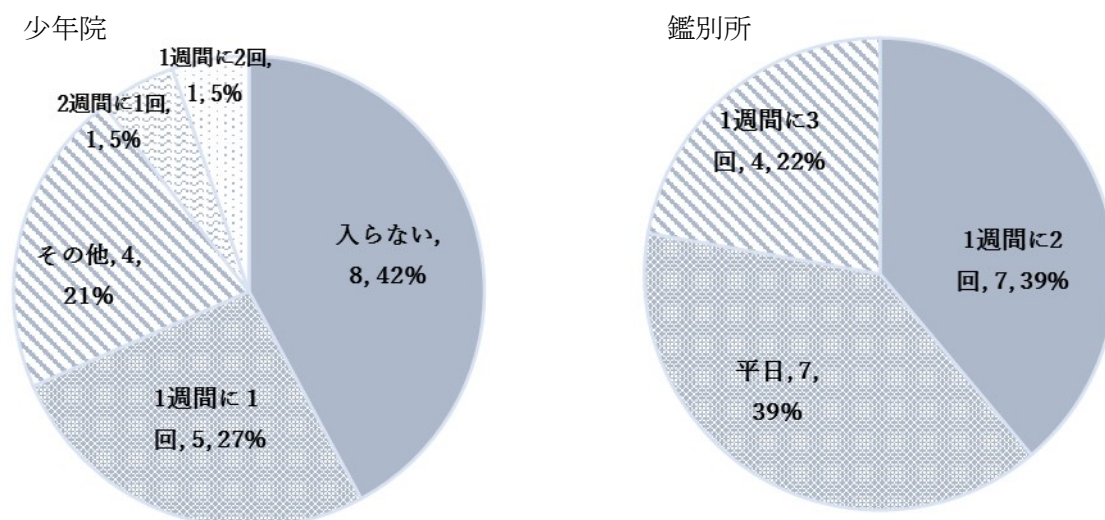
鑑別所：あり 18 なし 15

蔵書冊数：平均 3,003.0 冊 (最高 9,000 冊 最低 800 冊)

☆所蔵資料の種類

哲学、歴史、社会科学、自然科学、産業、技術、芸術、文学、参考書、問題集、資格関係等

☆図書室の利用頻度 (回答のあった施設のみ)



その他 (少年院)：必要に応じて、職員が必要と判断したとき

図書交換時 6 ヶ月に 1 回、1~2 ヶ月に 1 回

☆貸出可能冊数

少年院

最少：3 冊、最大：無制限 (4 冊と 5 冊の施設が多い)

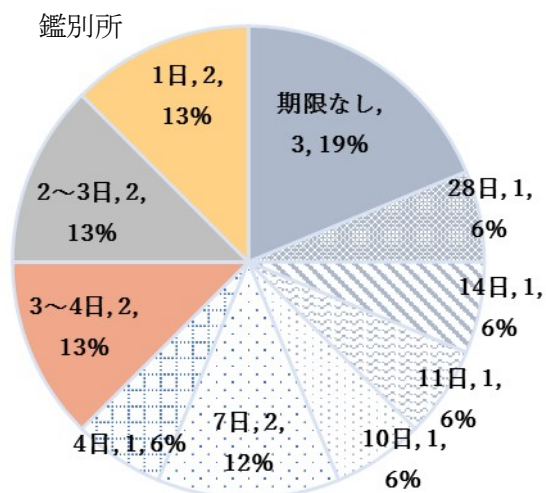
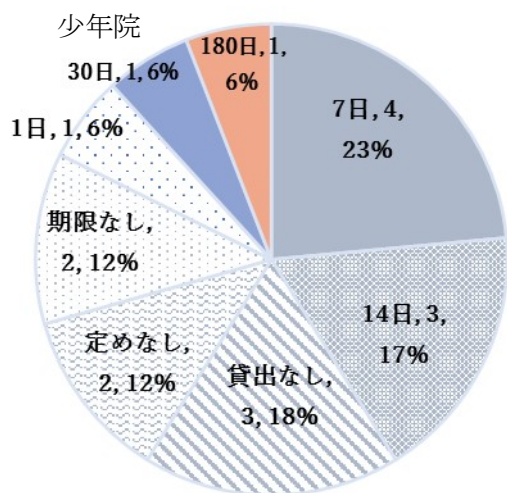
※規定なし、課題・教材用図書のため貸出しないという施設もある。

鑑別所

最少：3 冊、最大：無制限 (3 冊の施設が最も多く、6 冊の施設が次に多い)

※学習用図書については無制限という施設もある。

☆貸出期間（回答のあった施設のみ）



問 5（寮内の備付書籍について）

☆備付書籍の有無と蔵書冊数 ※概数含む

少年院：あり 39 なし 0

蔵書冊数：平均 1,202.7 冊（最高 7,000 冊 最低 20 冊）

鑑別所：あり 21 なし 12

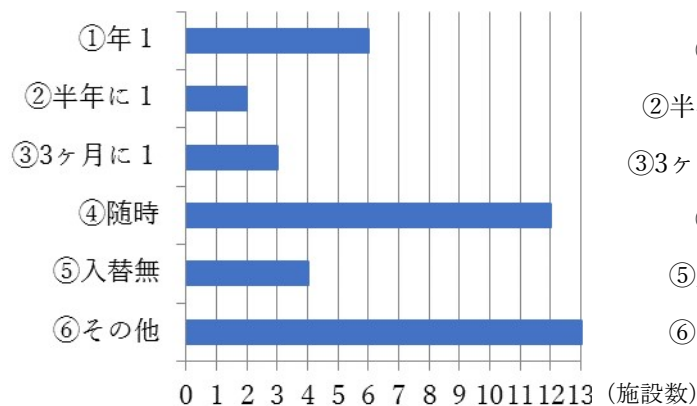
蔵書冊数：平均 1,639.8 冊（最高 6,500 冊 最低 20 冊）

☆所蔵資料の種類

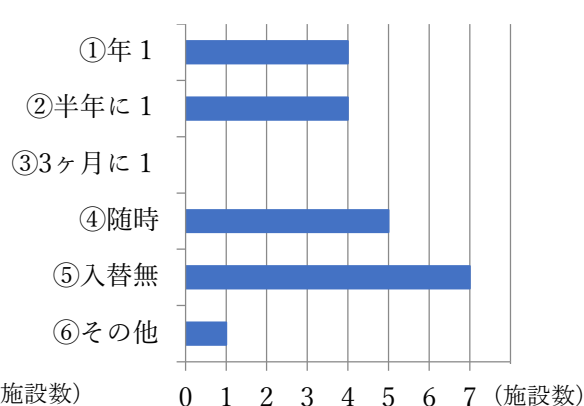
小説、学習参考書、職業関連本等

☆寮内書籍の入替頻度

少年院（39 施設 複数回答 1 件あり）



鑑別所（21 施設）

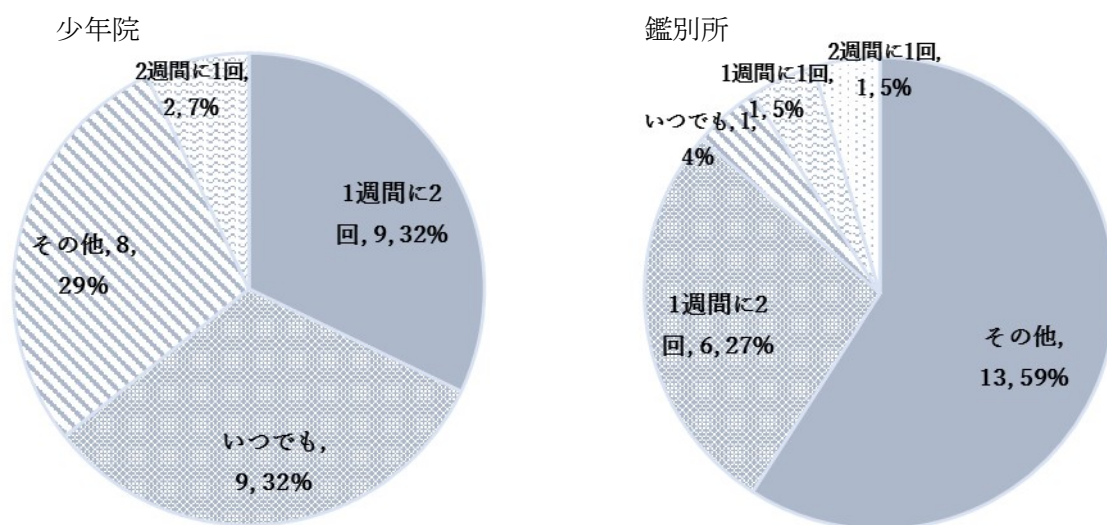


その他（少年院）：1か月に1回（3施設）、2か月に1回（3施設）、4か月に1回、年に2回

2週間に1回数冊、毎月 50～60 冊必要の都度、汚損の激しいものは随時等

（鑑別所）：購入の都度

☆寮内書籍の利用頻度（回答のあった施設のみ）



☆貸出可能冊数

少年院

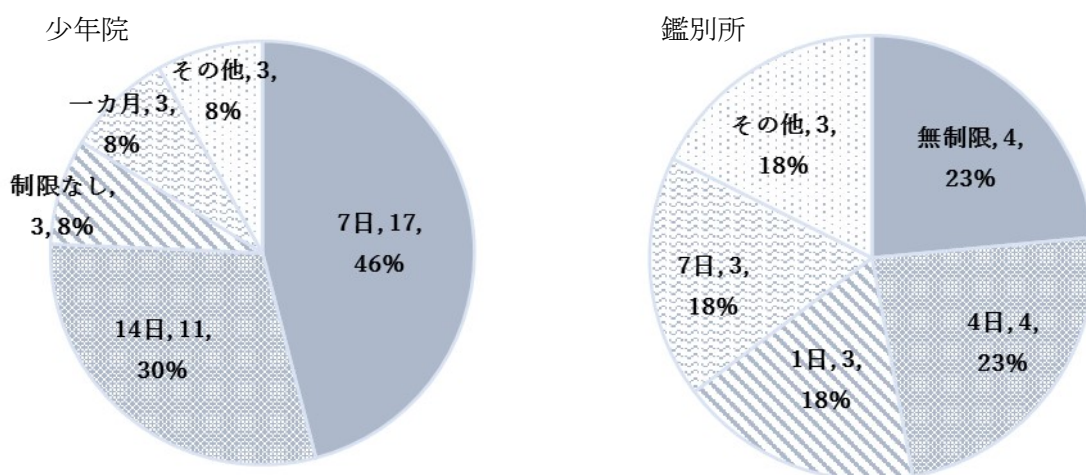
最少：1冊、最大：10冊（3冊の施設が大半で、5冊の施設が次に多い）

鑑別所

最少：3冊、最大：30冊（3冊と5冊の施設が多い）

※学習用図書のみ無制限という施設もある。

☆貸出期間（回答のあった施設のみ）



その他（少年院）：1日、28日、60日（各1施設）

（鑑別所）：2日、11日、14日（各1施設）

#### 問 6 (マンガについて)

☆マンガの有無

少年院：あり 35 なし 4

扱い方法：他の本と同じ 26、特別な時のみ閲覧可 3、その他 6

その他（出院準備寮のみ、日本語教育が必要な外国人用等）

鑑別所：あり 32 なし 1

扱い方法：他の本と同じ 20、特別な時のみ閲覧可 4、その他 8

その他（土日祝のみ貸出可、制限冊数を設けている等）

☆マンガの種類 火の鳥、ブラックジャック、日本の歴史、世界の歴史、ドラえもん、スラムダンク、ワンピース、花より男子、3月のライオン、コウノドリ等

#### 問 7 (絵本について)

☆絵本の有無

少年院：あり 28 なし 11

扱い方法；他の本と同じ 22、特別な時のみ閲覧可 3、その他 4

その他（一部貸出していない、マンガと同じ扱い等）

鑑別所：あり 31 なし 2

扱い方法：他の本と同じ 29、特別な時のみ閲覧可 1、その他 1

その他（他の本と同じだが、一部特別な時のみ閲覧可）

☆絵本の種類 あらしのよるにシリーズ、14 ひきシリーズ、葉っぱのフレディ、100 万回  
生きたねこ、ぼくを探しに、ヨシタケシンスケの本、ロングセラーの絵本等

#### 問 8 (雑誌について)

☆雑誌の有無

少年院：あり 15 なし 24

扱い方法：他の本と同じ 9、特別な時のみ閲覧可 1、その他 5

その他（出院準備寮のみ、余暇時間のみ、共有スペースでのみ閲覧可能等）

鑑別所：あり 7 なし 26

扱い方法：他の本と同じ 6、特別な時のみ閲覧可 1、その他 0

☆雑誌の種類 筋力トレーニング、釣り、料理、スキー・スノボ、スポーツ情報誌、自動車  
情報誌、ライフスタイルに関する雑誌、オレンジページ、non no、ViVi 等

### 問 9 (その他の配置場所)

☆配置場所の有無

少年院：あり 10 なし 29

配置場所：教室 5、職員事務室 2、教材倉庫 2、図書庫 1、会議室 1、教官室 1、実習場 1

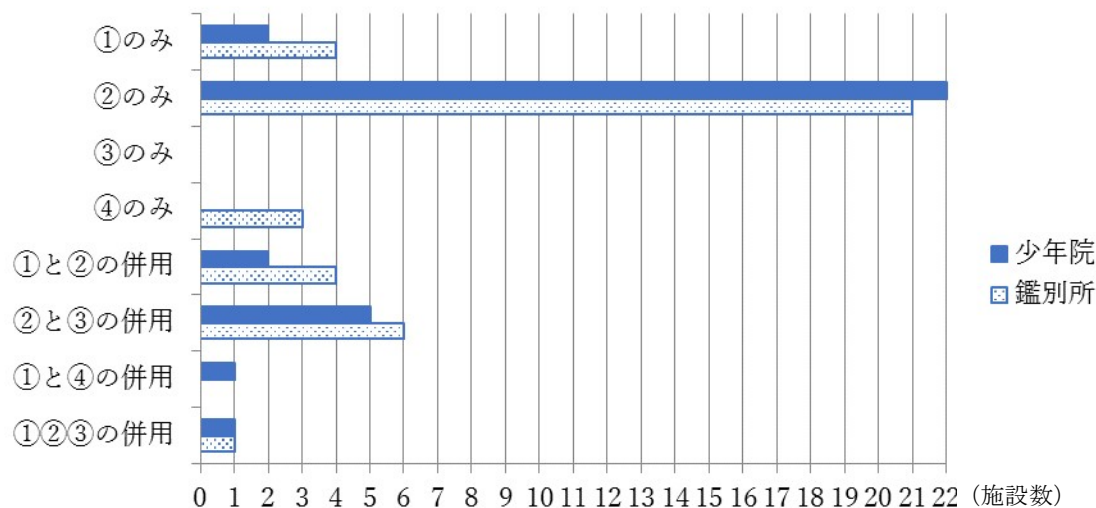
鑑別所：あり 2 なし 31

配置場所：レクリエーションルーム 1、家庭裁判所同行室 1

### 問 10 (選書方法)

☆選書方法の種類

①担当教官が 1 人で選ぶ ②複数の教官で選ぶ ③少年から希望を募る ④その他



その他の内容

年に一度全職員にアンケート、寮ごとに希望を募る、ネットを利用し若者に人気のものを選定

### 問 11 (貸出方法)

少年院：「書棚から直接選択」 33 施設

「目録等から選択」、「一定数の書籍を台車に載せて寮内や体育館等に運び、その場で選択」 各 1 施設

「その他」 4 施設 (貸出管理ノートに必要事項を記入、複数の方法併用等)

鑑別所：「書棚から直接選択」 30 施設

「一定数の書籍を台車に載せて寮内や体育館等に運び、その場で選択」 1 施設

「書棚から直接選択」と「目録等から選択」を併用 1 施設

問 12 (備付書籍の担当者)

☆担当者の有無

少年院：あり 35 なし 4 鑑別所：あり 33 なし 0

☆担当者数 (回答のあった施設のみ)

少年院：平均 2.6 人 (最低 1 人 最高 7 人) 鑑別所：平均 1.6 人 (最低 1 人 最高 4 人)

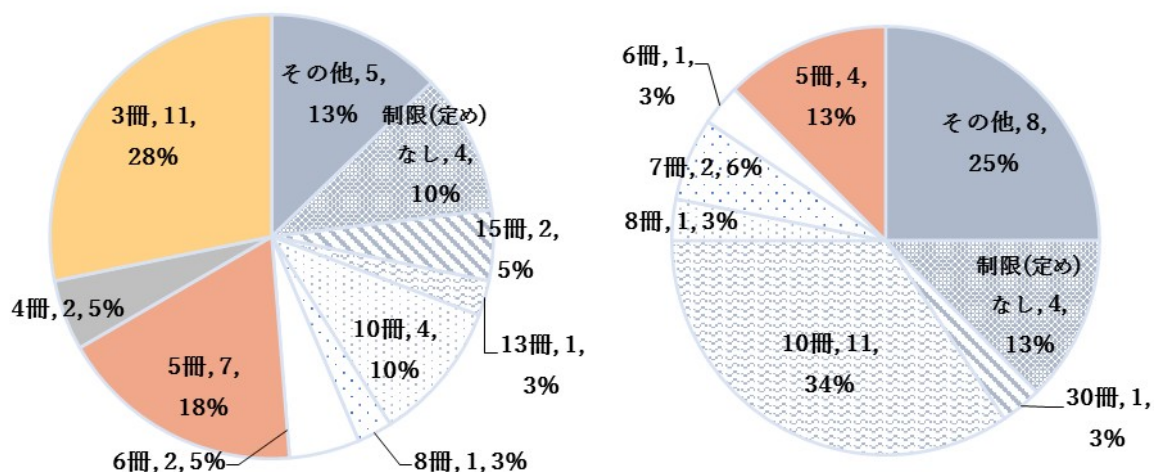
両施設とも 1 人の施設が最も多い

**2.2 自弁書籍 (私本) 等について**

問 13 (所持可能冊数)

少年院：平均 6.2 冊

鑑別所：平均 8.0 冊



その他 (少年院)：教材は除く、自分の棚に収まる量、規定のボックス内に入るだけ等

(鑑別所)：学習用の書籍は冊数制限なし、所持限度量以内等

問 14 (所持期間)

少年院：制限 (定め) なし 28、在院中 7、回答なし 4

鑑別所：制限 (定め) なし 26、28日 3、回答なし 4

問 15 (自弁雑誌の所持)

少年院：所持可能 38、特別な理由があれば可能 1

鑑別所：全ての施設が所持可能

### 問 16 (差入の許可)

少年院：許可しないことがある 39 許可しないことはない 0

鑑別所：許可しないことがある 32 許可しないことはない 1

不許可の場合の理由 閲覧により少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は閲覧を申し出た少年の矯正教育の適切な実施に支障が生ずるおそれがあると認められる場合。(少年院法 79 条 1 項)

### 問 17 (書籍の購入)

少年院：できる 39 できない 0

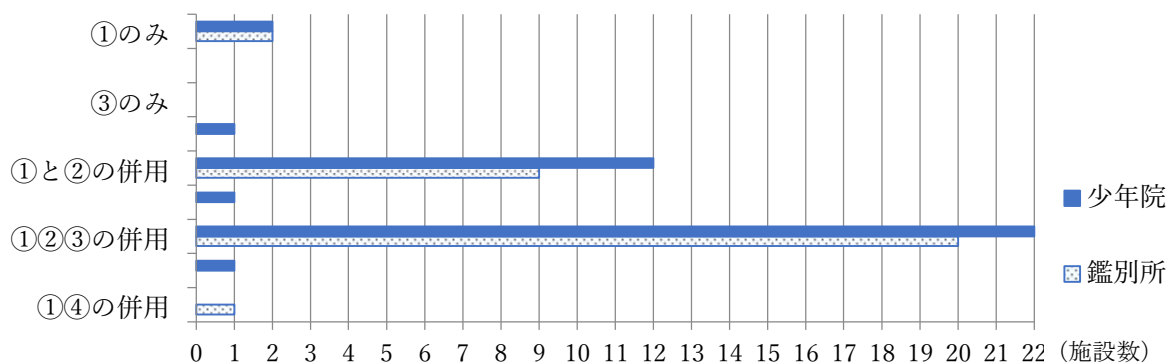
鑑別所：できる 33 できない 0

購入方法・刊行情報の入手方法 毎月 1 回、申出により「自弁物品購入申請書」を記載させる。

### 問 18 (利用後の取り扱い)

☆取り扱い方法の種類

①領置 (施設の倉庫に保存) ②宅下げ (面会時等に持って帰ってもらう) ③廃棄 ④その他



### 問 19 (自弁書籍の担当者)

☆担当者の有無

少年院：あり 36 なし 2 回答なし 1 鑑別所：あり 9 なし 24 回答なし 0

☆担当者数 (回答のあった施設のみ)

少年院：平均 2.1 人 (最低 1 人 最高 10 人) 鑑別所：平均 1.6 人 (最低 1 人 最高 6 人)

両施設とも 1 人の施設が最も多い



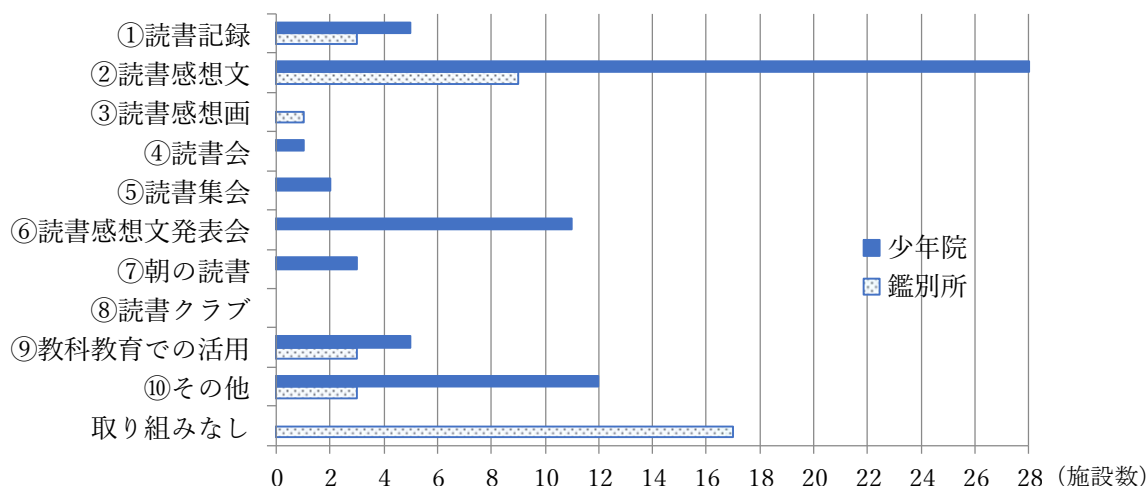
## 2.3 読書を活用した矯正教育について

### 問 20 (読書の取り組み)

☆取り組みの有無

少年院：あり 39 なし 0 鑑別所：あり 14 なし 17 回答なし 2

☆取り組み内容 (複数回答)



その他の内容

少年院：読書指導、生活指導における課題図書、読書紹介ポスター作成・発表、ビブリオバトル (3 施設)、被害者心情理解の教育時の課題図書、日課に「読書」の時間を設定、ポップ作製と掲示

鑑別所：読書週間にポスター等を掲示、図書館の職員によるブックトーク、日記にその日読んだ図書の感想を評価する欄、図書に関するアンケート

☆同時に取り組んでいる数

1 種類だけの施設 少年院：15 鑑別所：10

2 種類取り組んでいる施設 少年院：19 鑑別所：3

3 種類取り組んでいる施設 少年院：5 鑑別所：1

### 問 21 (読書が役立つかどうか) ※教官の主観による回答

少年院：大いに役立つ 29、それなりに役立つ 10、あまり役立たない 0、役立たない 0

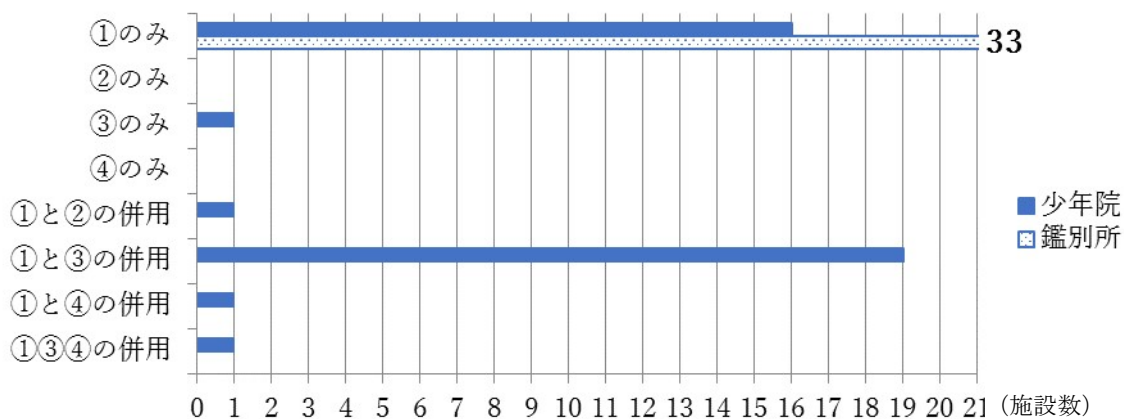
鑑別所：大いに役立つ 25、それなりに役立つ 4、役立たない 0、回答なし 4

## 2.4 その他の読書環境等について

### 問 22 (読書ができる場所)

☆読書ができる場所の種類

①居室内 ②図書室 ③寮内の集会室(食堂) ④その他 (複数回答)



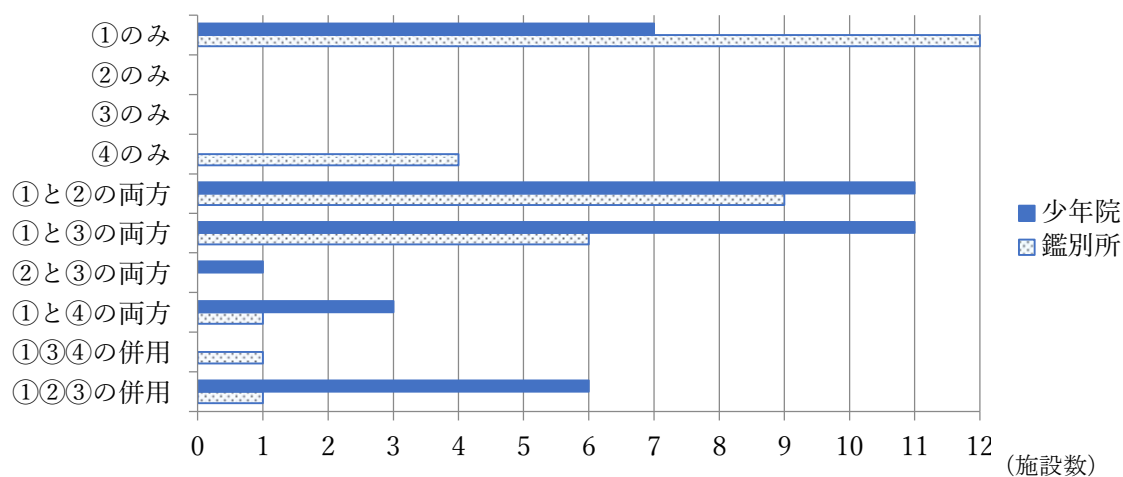
その他の内容 (少年院のみ)

ホール、運動時の運動スペース

### 問 23 (読書ができる時間帯)

☆読書ができる時間帯の種類

①余暇時間 ②自己計画時間 ③読書関係の日課 ④その他 (複数回答)

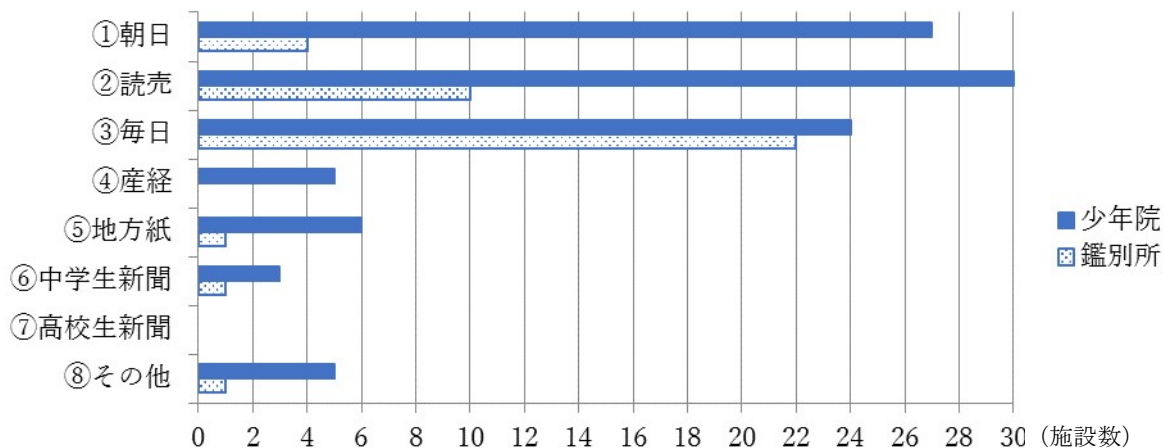


その他の内容

原則として制限していない(鑑別所)、課題として行う日課中、許可を受けた学習時間等

問 24 (新聞の有無)

☆購読している新聞の種類 (複数回答)



その他の内容：小学生新聞等

問 25 (新聞の提供方法) 複数回答

少年院：寮内で回覧 37、特定の場所に掲示 1、その他 1 (寮内に備付)

鑑別所：寮内で回覧 30、特定の場所に掲示 0、その他 2 (居室で回覧)、回覧とその他の併用 1

問 26 (電子書籍の有無)

少年院：あり 0 なし 39

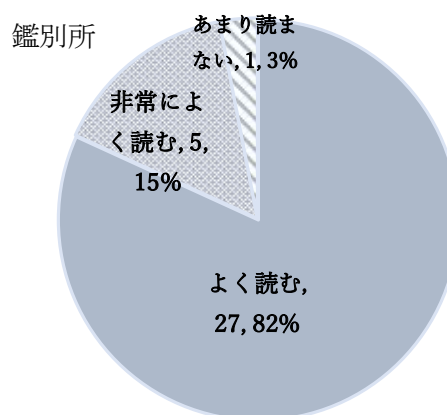
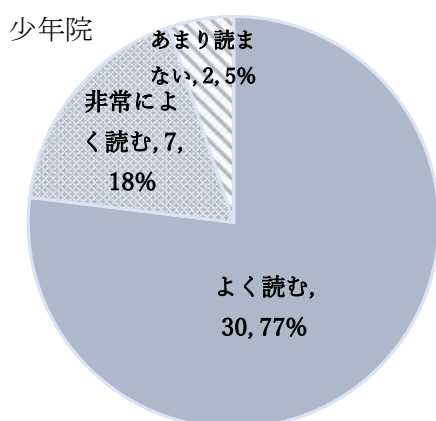
鑑別所：あり 0 なし 33

問 27 (ネット利用の有無)

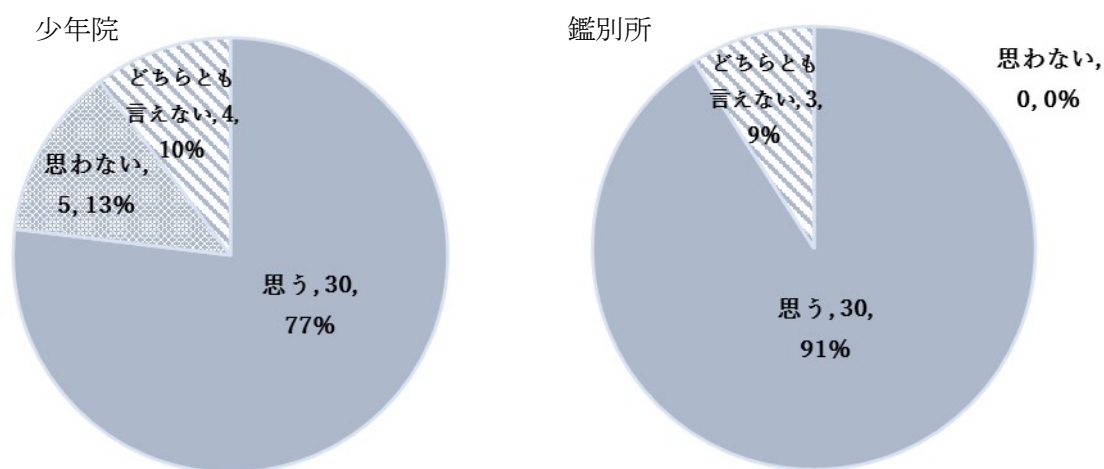
少年院：あり 0 なし 39

鑑別所：あり 0 なし 33

問 28 (少年の読書量) ※教官の主観による回答



問 29 (読書環境は十分か) ※教官の主観による回答



問 30 (新法施行後の変化)

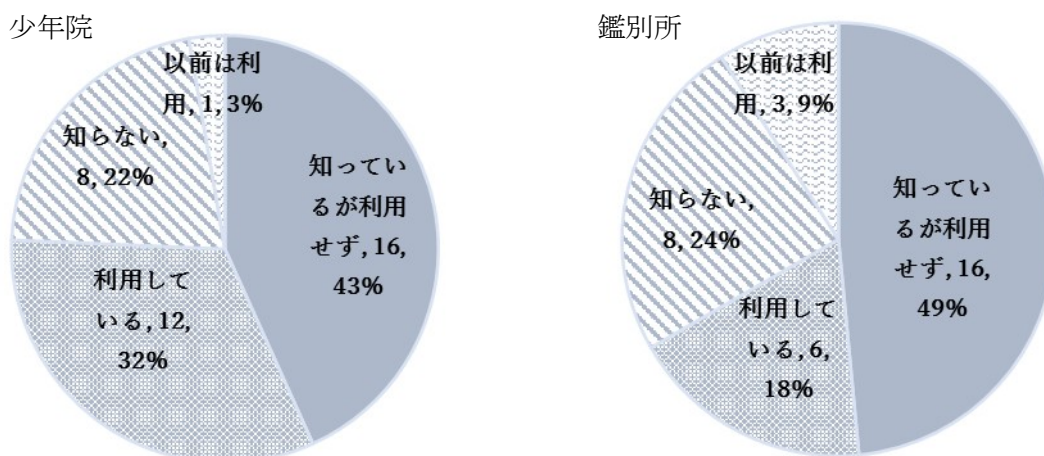
少年院：あり 28 なし 11

鑑別所：あり 15 なし 18

変化の具体的な内容 これまで購入していなかった分野の本を購入し、少年が様々な分野の本とふれ合う機会を増やす取り組みを行っている。自弁書籍でこれまで手にすることができなかった種類のものも本人が閲覧するようになった。マンガの導入。書籍の購入や差し入れが増え、娯楽の要素が増えたこと。等

2.5 公共図書館との連携等について

問 31 (図書館からの貸出)



☆貸出方法

少年院：教官が借りる 9、移動図書館 3      鑑別所：教官が借りる 4、移動図書館 2

☆選書方法（複数回答）

少年院：教官が選ぶ 7、図書館が選ぶ 4、少年が選ぶ 2、その他 1（在院者のニーズに応じてリクエスト）

鑑別所：教官が選ぶ 4、図書館が選ぶ 1、少年が選ぶ 1

☆利用していない理由（複数回答）

少年院：必要性を感じない 5、手続きが面倒 1、余裕がない 8、その他 4（蔵書で対応できている、慎重な検討が必要、汚損が心配等）

鑑別所：必要性を感じない 9、手続きが面倒 2、余裕がない 3、その他 2（汚損が心配等）

☆利用しなくなった理由

少年院：職員配置の都合、特定の外国語の書籍を借りていたがその理由がなくなったため、少年が少なくなったため

鑑別所：入所者数の減少、外国人が入所した時のみ利用、少年のニーズに即した図書が少なかったため

☆利用したいか（回答のあった施設のみ）

少年院：利用してみたい 0、思わない 0、どちらともいえない 6

鑑別所：利用してみたい 2、思わない 3、どちらともいえない 4

問 32（貸出以外の取り組み）      （複数回答）

少年院：あり 10      なし 29

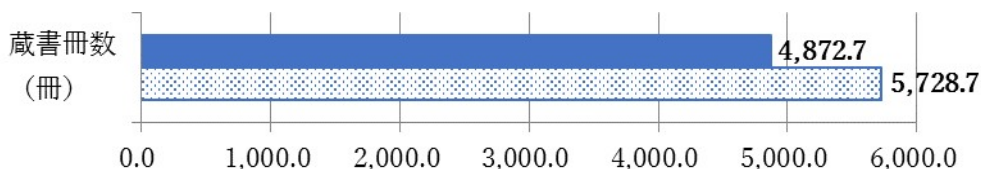
（取組内容：書籍の寄贈 6   見学 3   行事参加 1   リストの提供 1、書籍整理等の社会貢献活動 1、少年による本の紹介ポップの提供 1）

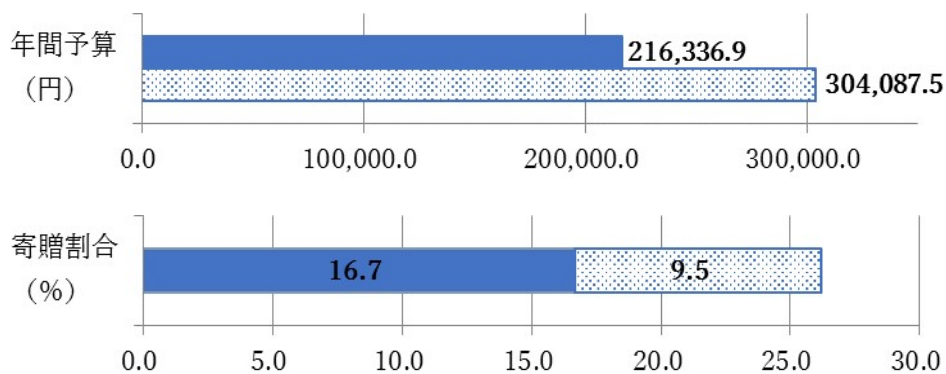
鑑別所：あり 7      なし 26

（取組内容：書籍の寄贈 6   図書館の職員によるブックトークを定期的に行う 1）

### 3. 調査結果の検討

☆男女比（少年院のみ）      男子施設 30（上段・左側）      女子施設 9（下段・右側）

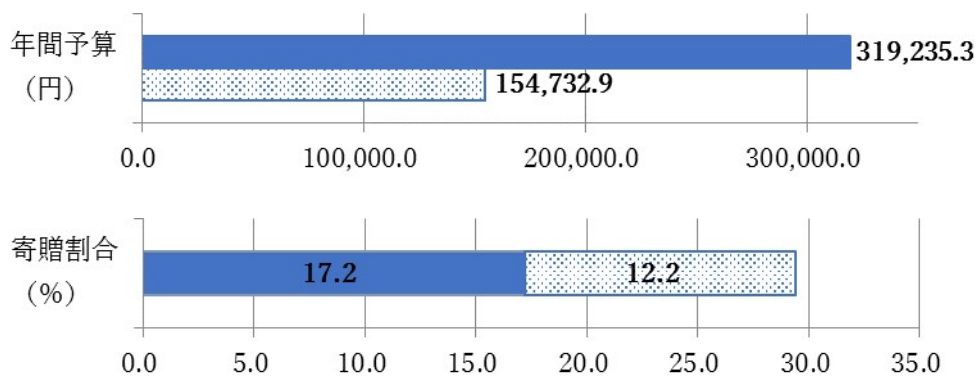




- ・マンガの有無 → 男子：26 施設 (87%) 女子：全施設 (100%)
- ・絵本の有無 → 男子：19 施設 (63%) 女子：全施設 (100%)
- ・雑誌の有無 → 男子：9 施設 (30%) 女子：6 施設 (67%)
- ・読書関係の取り組み数
  - 男子：1 種類 (11・42%)、2 種類 (15・57%)、3 種類 (4・15%)
  - 女子：1 種類 (4・44.5%)、2 種類 (4・44.5%)、3 種類 (1・11%)
- ・図書館からの貸出の有無 → 男子：9 施設 (30%) 女子：3 施設 (33%)
- ・図書館との連携 (貸出以外) → 男子：7 施設 (23%) 女子：3 施設 (33%)

☆蔵書数による比較 (少年院のみ) ※平均蔵書冊数 (5,070 冊) 以上と未満の施設で比較

平均以上 22 施設 (上段・左側) 平均未満 17 施設 (下段・右側)



- ・読書関係の取り組み数
  - 平均以上：1 種類 (12・55%)、2 種類 (8・36%)、3 種類 (2・9%)
  - 平均未満：1 種類 (3・18%)、2 種類 (11・64%)、3 種類 (3・18%)
- ・図書館からの貸出の有無 → 平均以上：7 施設 (32%) 平均未満：5 施設 (29%)
- ・図書館との連携 (貸出以外) → 平均以上：6 施設 (27%) 平均未満：4 施設 (24%)

#### 4. 訪問調査

訪問施設：西日本の男子少年院と女子少年院

訪問理由：アンケート結果から読書関係の取り組みや図書館との連携が活発に行われている様子が伺えたため

訪問日：2019年10月11日（金）

日本図書館研究会児童・YA図書館サービス研究グループのメンバー3名で訪問

調査結果：

男子少年院

収容定員：100名（訪問時の在院者は30名程度）

読書関係取組2種類（読書感想文・読書感想文発表会）

図書館との連携4種類（貸出、寄贈、見学、ブックリスト）

施設内に図書室はなく、書籍は各寮に配置している。

女子少年院

収容定員：60名（訪問時の在院者は20名弱）

読書関係取組3種類（読書感想文・読書会・ポップ作製と掲示）

図書館との連携2種類（貸出、図書館員の行事参加）

担当者が熱心で、今年度も読書関係の新たな取り組みを複数実施している。

→「本のプレゼント」（少年から悩みを抱える架空の人（30代女性ドライバー等）

に本を紹介する手紙を出す）「本をプレゼント」（教官から少年一人一人に手紙を

出し、その中で少年にお薦めの本を紹介する）「図書館資料を活用した改元に関する調べ学習」

両施設ともに収容人数が減っているためか、職員にはある種の余裕が感じられた。その分、処遇や教育活動に力を注いでいるようである。女子少年院については、アンケートに記載されていた以上の多彩な取り組みがなされていることが分かり、男子少年院に比べて読書環境、取り組み内容ともに充実している様子が伺えた。





# 翻刻『大坂城御塩味噌役諸色覚』

天理大学

佐藤 敏江

中之島図書館

山田 瑞穂・北川 敬子

中央図書館

小笠原 弘之・灘井 雅人・苗村 昌世

三島 美幸・八木 美恵

はじめに

原資料は大坂府立中之島図書館蔵（大和銀／二三〇）。十八×九cm 表・裏表紙各一、折本（両面書写）一帖 本文二十六折。鬼洞文庫旧蔵。

本資料は、江戸時代初期、寛永年間（一六二四年―一六四五年）から元禄年間（一六八八年―一七〇四年）当時の大坂城で塩や味噌などの管理に関わる仕事をしていた役人「塩噌役」の覚え書きである。

『江戸幕府役職集成』によると、「塩噌役（えんそやく）」は大坂町奉行配下の与力が拝命するおよそ十八の役職の内の一つで、その主な職務は、大坂城中で備蓄されている戦時用の塩、味噌、干魚の買入れと払下げを行うことだった。通常二名が任ぜられた。

江戸幕府による西国支配の拠点であった大坂城内には、大坂城代、その補佐をする定番らの行政官とともに、守衛を専門とする大番、加番が常時駐留し、万全の警備体制を敷いていた。戦時の要塞としての機能を持つ大坂城の二ノ丸・三ノ丸には備蓄物を保存する複数の蔵場が備えられており、定番支配の大坂在住地役人である六奉行のうち蔵奉行（のち勘定奉行支配）が管理・監督していた。前述『江戸幕府役職集成』によると、蔵奉行も「城内の米穀、粃、糯、大豆等の買入れと払下げ」が職掌にあり、町奉行所の「塩噌役」との具体的な業務の切り分けがはっきりしないが、本資料の記述内容から推察すると、物品の購入や職人の雇用、払下げ品入札についての広報、契約等、町人と関わる部分の細かな業務は、大阪市中及び地続き在方の行政を担当していた大坂町奉行所の役人が担当したものと考えられる。

記述内容によると、大坂城本丸・山里丸の御多門、大坂城代上屋敷の北側から京橋口土橋手前まで広がる西ノ丸御蔵場の蔵五棟と薪丸蔵十二棟、京橋口土橋から三ノ丸に入ったところにある筋銅（すじがね）御門から鳴野橋南詰まで広がる玉造御蔵場にある玉造薪丸蔵十二棟、そこから寝屋川を挟んで北側、鳴野の京橋口定番下屋敷東側にある鳴野御塩噌蔵惣構などを、「塩噌役」が担当した。玉造御蔵場の東にはもう一か所玉造御蔵曲輪があっ

たが、ここはほとんど米蔵だったためか、担当外になっている。鳴野御塩噌蔵は、購入した味噌を煮込む、焼くなどの工程を経て備蓄可能な保存食とする場所であり、その工程で出る煮汁や長期保存後の古味噌などは、入札による町中への払下げが行われていた。その際、町中への広報、落札者への対応、支払いについての調整などを「塩噌役」が担っていたことが分かる。その他、蔵で働く蔵番や杜氏の選定、加工の際の燃料や蔵の破損個所の修復に必要な材木の調達などの実務についても様々覚え書きがなされている。

本資料は懐中に入れやすい大きさの折本で両面に細かい文字がぎっしりと書き込まれている。表紙から続く表面には、「塩噌役」が担当する蔵の位置と数、管理する備蓄物の在庫、払下げ品入札の手順、払下げ品購入の際の支払い方法などが、職務に関わる作業スケジュール、書類の書式とともに書き込まれており、さながらマニュアルの様相を呈している。担当者は都度変更されるため、基本的には役職名を記載しているが、蔵番や杜氏などの専門職と思しき人名は実名が書かれており、契約業者については申し送りがあったのかもしれない。一方、裏表紙から折り返し始まる内容は、具体的な年月日、人名等を多く含み、この資料の持ち主が実際の作業をしつつメモを取った当時の記録と思われる。現代人にとつての手帳の役割を担っていたのだろう。

#### 参考

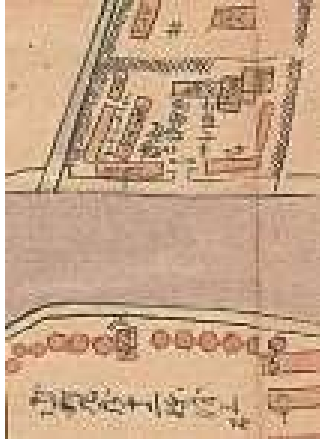
- 「大阪府立中之島図書館所蔵 大和銀文庫目録」大阪府立中之島図書館編 公益信託大和銀文庫基金 二〇〇四年
- 「江戸幕府役職集成」笹間良彦著 雄山閣 一九七六年
- 「江戸幕府大事典」大石学編 吉川弘文館 二〇〇九年
- 「新修大阪市史 第三卷」新修大阪市史編纂委員会編集 大阪市 一九八九年
- 「日本歴史地名大系 第二十八巻の一 大阪府の地名」平凡社 一九八六年
- 「大坂町奉行所異聞」渡邊忠司著 東方出版 二〇〇六年 ほか

#### 凡例

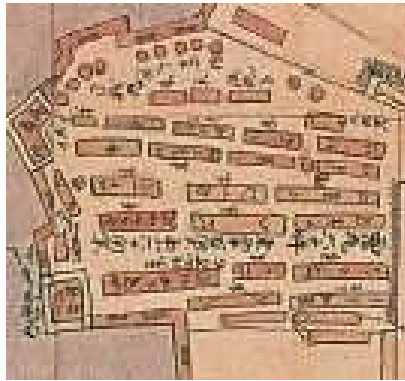
原本の忠実な翻刻を原則とし、旧漢字はそのまま表記した。異体字は標準の字体に改めた。但し方（より）はそのままとした。

かなの古体・変体は原則として現行の平かなを使用した。但し、江（え）・与（と）・者（は）・茂（も）などの慣用字は、原本のままとし小字で表記した。

反復記号「ㄣ」「ㄣ」「ㄣ」等は原本の通りに表記した。

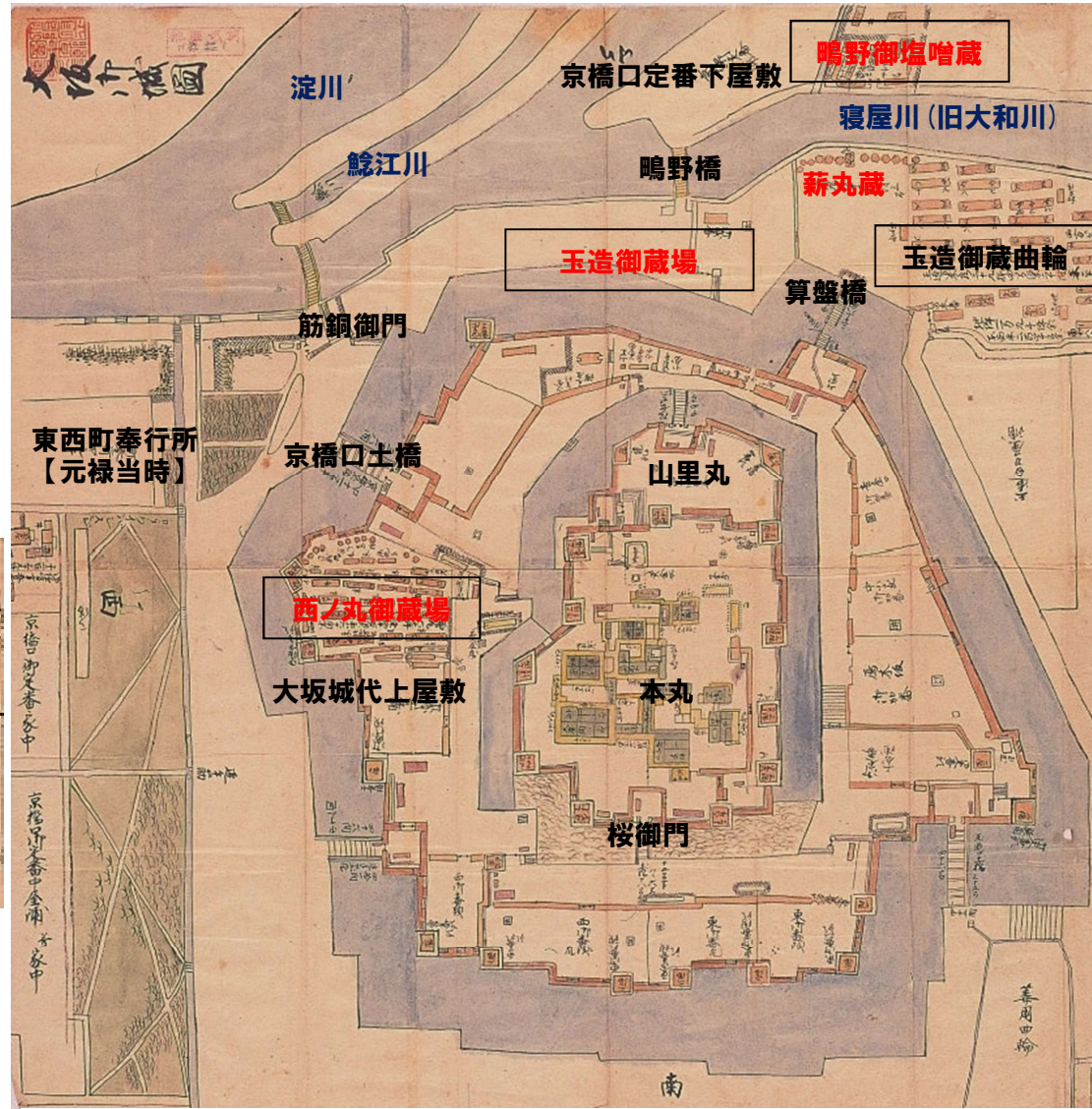


▲鳴野御塩増蔵・玉造御蔵場  
薪丸蔵部分を拡大



▲西ノ丸御蔵場部分を拡大

『大坂御城図』▶  
(大阪府立中之島図書館所蔵  
請求記号：378/782)



大坂城の幕閣の名の記入がなくどの時期の大坂城絵図かは不明(天守閣焼失の寛文 5 年(1665)以降か)。本丸・山里丸内部と蔵場に関して特に詳細。蔵場にかかわりの深い担当部署のものか。

## 「参考」大坂城内の蔵場の位置

追筆等は本文中に繰り返し込み、書き損じ等は特にその必要を認めない場合は省略した。  
誤字・脱字・衍字や確定できない文字は原本のまま翻字し(カ)(ママ)とその旨傍注した。

(表紙)  
(題簽) 御塩噲役諸色覚

御塩噲役請取之御蔵数

- 一 御本丸 山里丸之上 御多門ニ 壺戸前
  - 一 西之御丸ニ 五棟 拾三戸前
  - 一 同所 御薪丸蔵 拾弍
  - 一 玉造銅御門之内 御薪丸蔵 拾弍
- 但御蔵曲輪共

- 一 鳴野御塩噲蔵惣構 表 三拾間  
裏行三拾一間半

内

- 御春屋 梁行 五間 但付庇老間  
桁行 拾一間 南ノ方ニ 老間ニ三間之薪部屋  
但元禄四未年四月 御修復之内ニ出来

- 御米大豆蔵 梁行 弍間 内ニ仕切有  
桁行 拾間
- 御番所 梁行 弍間半 内四間之所ハ弍間梁  
桁行 六間 是ハ四年以前辰ノ年出来  
但東ノ方ニ 半間ニ弍間之庇

- 御麴蔵 梁行 三間 但出屋 梁行 弍間  
桁行 七間 桁行 四間  
但御蔵番此内ニ住居仕 御味噲之麴仕上ケト  
御春屋之内ニ諸道具色々有之

御城御本丸 西之御丸 御塩噲方有物

- 一 御味噲 三万六千四百七貫九百六拾目

- 七拾弍桶ニ入  
内

- 壹万八千百七拾弍貫九百目 元禄弍巳年詰
- 三拾六桶ニ入内 三桶ハ 御本丸ニ有
- 三拾三桶ハ 西之御丸御蔵ニ有

老万八千式百三拾五貫六拾目

元禄三年年詰

三拾六桶ニ入

西之御丸御蔵ニ有

一塩 三千三百石

内

寛永十三年 小林甚太郎渡目録有  
西之御丸御蔵式戸前ニ有

三千石ハ  
但一戸前ハ 干蔵 松節 荒和布ト入込有之

三百石ハ

寛文五巳年 小豆嶋御年貢塩 請取納申候  
御本丸御多門ニ御味噌ト一所ニ有之

一薪 老万三千四百五拾三駄半

内

六千八百九拾老駄ハ

小林甚太郎渡目録有

式千五百六拾式駄半ハ

正保式酉年買納

右ハ西之御丸御蔵式戸前 同丸蔵拾式ニ入

千駄ハ

寛文七年買納 玉造御蔵曲輪之内 丸蔵三ニ詰

千駄ハ

寛文八年買納 右同所ニ有

千駄ハ

寛文九年買納 右同所ニ有

千駄ハ

寛文十戌年買納 右同所ニ有

一松節 千式百式拾本

西之御丸ニ有

内

式百式拾本ハ

小林甚太郎渡目録有

千本ハ

正保式酉年買納

一燒炭 千三百八拾俵

西之御丸御蔵式戸前ニ有

内一戸前ハ干蔵 松節 荒和布ト入込有

内

八百八拾俵ハ

小林甚太郎渡目録有

五百俵ハ

正保式酉年買納

一荒和布 千三百三束五把

西之御丸ニ有

内

六百式拾束ハ  
 小林甚太郎渡目錄有  
 六百八拾三束五把ハ  
 正保式酉年買納

一千歳 式百五束ハ  
 西之御丸ニ有

内

百五拾五束ハ  
 小林甚太郎渡目錄有

五拾束ハ  
 寛文五巳年買納

一 鱒漬 八拾九石  
 西之御丸ニ有

但備前瓶五拾七ニ入

内 壺石入之瓶 壺 元禄式巳年七月四日 御蔵御修復之節 人足  
 足代方右瓶之上へ落われ申ニ付 壺不足也 五拾六ニ成ル

内

瓶式拾ハ  
 正味壺石入  
 寛文四辰年買納

同式拾六ハ  
 正味式石入  
 同五巳年買納

同拾壺ハ  
 正味壺石五斗入 拾  
 同六年年買納

同 式石入 壺

右者御本丸 西之御丸 御塩噌蔵有物之分也

一 例年三月上旬 日限ハ不定 御拂味噌入札之義 御頭へ窺 大坂天満町中觸之

覚

御城何年冬 御煮込古味噌例年之通 以入札御拂ニ成候間 五百貫目入壺桶ニ付銀子何程  
 与札被認 慥成家持請人致同道 来ル十一日之朝五ツ前 御番所へ持参可仕候 以上

支月日

両人之名

右入札之義ニ付 上町相役へ廻状遣ス

御拂味噌入札 来ル十一日 月番之名 於番所ニ披之候之様ニ 町中相觸候間 何之刻御  
 出合可被成候御番衆御両人之名 右之刻限御出候様ニ 御城代之役人誰殿方可被仰入候  
 大概如斯

一 三月十一日 御月番於奉行所 御拂味噌入札 御番衆兩人 地役五人立合披之 落札之もの  
 手形

差上申手形之事

御城詰何年古味噌御拂ニ付 貫目合何千何百貫目 但五百貫目入之桶数三拾六之内 幾桶  
ハ何百何拾貫目也 例年之通入札被仰下候處 五百貫目入老桶ニ付代銀何程ニ 何町何右  
衛門とも 又ハ私札を落申候御味噌 請取申程 先達而銀子差上ケ段ニ 五月中 受取可申  
候 縦御味噌請取仕廻不申共 右御味噌惣貫目之代銀何程ハ不残 六月廿三日急度上納可  
仕候 若札主遅ニ仕候ハ、為請人埒明可申候 是又滞候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候  
為後日仍如件

年号月日

何町何丁目何屋

右同断

札主 誰印

請人 誰印

御奉行所

此手形判形取 頭へ見候而 御城代之役人へ相渡 御城代御覽以後 鳴野ニ置 頭御留守之  
節 手形之写用人ニ渡し置 罷歸候

一同日落札之者家改之義 惣代ニ申付 家改手形両人之内へ差越候様ニ惣代ニ申付候

一同日京橋口御門落札之者并御味噌頭持出入之 張紙認之 京橋口御定番之役人江相渡

覚

一御味噌たうし

大庭屋六郎兵衛

一御味噌請合之者

何屋何右衛門

一御門下目明

同 何右衛門

一御味噌運候人足

三人

右者御塩増役五人之内方御番所へ御断申次第 以目明今月方當六月中迄西之御丸方御拂

味噌取仕廻申候内 御門無相違出入仕候処ニ御番所へ被仰渡可被下候 已上

年号月

片書なし

京橋口与力印

片書

町奉行与力印

京橋口家司殿

同

玉造与力印

同 但内人事

御城代役人印

一同月六日代之御目付衆鳴野御見分 同月中旬日限ハ不定 地役五人出 名御尋之ため書付  
持参 前ニ御番衆ハ御出無之候へとも 貞享元子年方御出見分御仕廻之由 頭ニ江申上

但鳴野掃除之義ハ御城代役人方御蔵番へ申遣 御城代御見分之節ハ地役人前日掃除  
申付ニ罷出

一 四月下旬方古味噌請取 但請取候程之代銀御月番之町奉行所へ請合之者持參 上町方役人  
 一人 此方式人立合請取箱へ入 致相封奉行所家老へ預ケ置  
 一 御味噌請取仕廻候者 五月中或ハ六月中旬迄ニ請取切り候  
 一 六月上旬地役人鴨野へ寄合 御味噌拂銀上納ニ付 御金奉行衆へ差紙并京銀座へ銀包手形  
 銀箱へ入 日記認之箱之上書調様書付置 重而口上ニ申渡

上納銀之事

大坂御城何ノ年之古味噌御拂之代銀 合何程厘毛来ル 廿三日上納仕候間 御請取可被下  
 候 已上

年号月日

片書 町奉行所与力印

御金奉行殿

同 京橋口与力同

同 玉造口与力同

同 追手役人同

右之差紙ハ廿日時分上町方役人之内  
 御金奉行衆へ持參也

京都銀座へ之差紙

覚

銀合何程

右者大坂 御城詰之古味噌御拂之代上納銀ニ候間 入念包可被申候 為其如斯ニ候 已上  
 年号月日 但日付之義其月十六日之日付ニ

辰年ヨリ相極ル

片書 町奉行所与力印

常是作右衛門殿

同 御城代役人同

入日記

片書 御城代役人印

大坂 御城御塩噌蔵役人納

同 御定番与力印

丁銀何貫何百何拾何匁何分何厘

大黒包

年号<sup>支</sup>年六月廿三日

同 町奉行与力印

大坂何町何丁目何屋

使 札主之名印

箱之上書右同前 入日記ト有之ヲ除 文字大ク認申候 内外共に六人之印判有之 札主  
 方ニて上書ハ調候様 貫目上ノ銀ハ外ニ包書様右同前 片書ニ銀高何程之内ト調申候



一同月十六日 地役人町奉行所へ令出御書 落札之ものニ銀子不残相渡 請合人之手形を取  
京都へ銀子包ニ遣候 則銀包手形并箱之入日記渡 箱之上書仕様申付ル

預り申銀子之事

銀合何貫何百何拾何匁

右ハ大坂御城詰何年之古味噌御拂之刻 何屋何右衛門落札ニて買上申候代銀也 京都常是  
方へ包ニ被遣候ニ付 私共慥請取申候 常是包ニ仕来ル廿三日前持参可仕候 若御銀滞義  
御座候ハ、私共罷出急度上納可仕候 為後日仍如件

年号支月日

何町何丁目何屋

札主 誰印

右同断

請人 誰印

片書

地役五人殿

一同廿日銀包帰候由ニて 箱之蓋ニ書付仕 銘々へ持参申ニ付印判いたし遣候

一同廿三日之朝落札之者追手へ御銀持参 御金奉行衆へ相渡 請取手形を取 町奉行所へ来  
ル 此方式人御月番之方へ出 右銀手形来次第御両殿之御加印を取 御城代役人へ落札之  
者ニ此方家来相添右手形為持遣 此手形輕キ者ニハ渡間敷由 御金奉行衆被申 貞享元子  
年方御城代役人出 手形請取候

右 上納銀御金奉行衆方請取手形之文言

請取申銀子之事

合何貫何百目

右是ハ大坂御城何年之古味噌御拂代銀之由ニて 土岐伊豫守家来 安部撰津守与力 遠山  
主殿頭与力 小田切土佐守与力 加藤平八郎与力方請取置候所 仍如件

元禄四年

未六月廿三日

御金奉行衆名印

宛所 江戸御勘定衆之名殿書

町奉行衆 名印

一同廿六日御銀手形西之御丸請帳箱へ納候付 御番衆 地役人不残出ル

一御味噌請取仕廻し已後 落札之もの最前差上置候家質手形申請度由 申来ルニ付 渡遣ス

右家質手形願之文言

差上申一札

大坂御城詰之古味噲御拂買上申御請負仕候札主何町何丁目何屋何左衛門 此請人何町何屋何右衛門家敷之様子御改ニ付書上申覚

何町何丁目何輪何造月何間役

一表口何間 裏行何間

請人 何屋何右衛門

此代銀何貫何百目

右之家屋敷何方へも質物ニ入不申 脇方妨申者も無御座候 右何右衛門古味噲之御請負代銀上納相濟不申内者 此家屋敷賣申儀ハ不及申上 質物ニも入させ申間敷候 勿論二重請人ニ立せ申間敷候 若右之家屋鋪質物ニ入候欤又ハ賣候ハ、其節御役人衆迄早速御断可申上候 右札主請人共成程慥成者ニ御座候 為後日五人組年寄 月行司連判手形差上申所仍如件

何町何丁目何屋何右衛門

年号<sup>支</sup>年六月廿三日

五人組

月行司

年寄

御奉行様

一七月下旬御番衆御代前以江戸へ御持参目錄認候付 地役五人 御番衆御兩人 鳴野へ寄合例年之通勘定仕候 武介六郎兵衛罷出勘定下書調候 清書出来次第重而鳴野へ寄合惣印形仕候

但近年ハ内寄合之節ハ御番衆ハ御出無之 連判之節計御出候

一八月七日上り御番衆御蔵之封印切替ニ御城内へ御入候付 地役人 御番衆立合申候 上り御番衆兩人御揃ニテ 重而又両印ニテ御切替候事も有之

一同中旬上り御番衆兩人 鳴野御見分ニ付 地役人并夫介六郎兵衛も出候

但御兩人御揃ニテ御蔵之封印切替之節 直ニ鳴野見分之事も有之

一九月上旬御蔵番久右衛門ニ例年之通宗旨手形申付ル 来ル廿日過 此方兩人之内へ持参候へと申付 宗門御改之手形ハ此方ニテ認置 久右衛門来次第印判いたさせ候

宗旨請状之事

鳴野御塩噲蔵番

久右衛門

同妻

同子七兵衛

同 十兵衛

右以上四人 一向宗ニ而拙僧且那ニ紛無御座候 切死丹宗門之義ハ不及申 ころひニても無御座候 若宗旨之義ニ付御不審御座候ハ、拙僧ニ御懸り可被成候 何方迄も罷出申分ケ可仕候 自然相違之義御座候ハ、拙僧ハ不及申 五人組迄越度ニ可被成候 為其五人組寺号

書加申候 仍如件

延宝九<sup>辛</sup>年九月廿五日

西本願寺下備後町四丁目

蓮光寺

薩摩堀

廣教寺

砂場井(カ)池屋敷

浄光寺

本町五丁目

浄照坊

南本町老丁目

日光寺

内鍛冶町

超願寺

右六人組

片書頭之名

両町奉行之与力殿書

宗門改之事

切死丹宗門御改ニ付 私義ハ不及申妻子并召仕之下ニ男女吟味仕候處 不審成もの老人も無御座候 自分妻子之寺請狀ハ差上候 召仕之者寺請狀ハ私手前ニ取置候 若已来宗門ニあやしき者御座候ハ、早速可申上候 為後日之仍如件

年号月日

御塩噲蔵番

久右衛門印

肩書

両人之名殿

右御蔵番久右衛門并妻子等迄宗門相改候處 不審成者無御座候

寺請狀ハ拙者共請取候 但他所ニ罷有候子ともハ男女共ニ寺請狀除之候 已上

御塩噲役

両人之名印

両家老衆之名殿 但老人充双方にて兩人御有府之節ハ留守居之名を書

右宗門改之書物共御番所長持ニ入置候 但九月廿六日御月番之方へ持参納

一同月六日代之御目付衆 鳴野御塩噲場御見分 日限ハ不定中旬比

一同月晦日御頭へ罷出 明十月朔日方御塩噲方御用ニ出候由 御断申上

番を引 尤月番へ断申遣候

一十月二日鳴野へ地役五人寄合 夫助六郎兵衛 桶師等も出ル 見分候上諸道具其外繕御普請有之ハ毎日代ニ出ル

二日ニ認候書物之覚

薪御買上之入札出目録

御材木奉行衆へ縄竹請取之仮手形 式枚

へついでぬり候者 取寄候船惣代への差紙

御米大豆請取候仮手形

傳馬年寄への差紙

大豆煮汁入札觸

壹枚ハ御米大豆西之丸ヲ請取  
候之節京橋口御門出入之證文

京橋口御門并銅御門之張紙三枚 内

式枚ハ御煮込中京橋口御番  
所銅御門番所への張紙

右大概如斯 但依遅速之品御普請在之ハ其御番之之内(マ)ニも認之

一同四日比薪御買上之入札之義 御頭へ窺 三郷相觸 来ル十二日之比根帳両人之内へ見  
せ候へと惣代ニ申付

入札出目録

一 檜節木

一 檮節木 但三色共能かれ候木

一 雑木

右ハ鳴野御塩噌藏御用ニ付 入札を以御買上候間 望之もの銀壹匁ニ付何貫目与札を認  
成請人同道仕 来ル十六日之朝五ツ時分 御番所へ可罷出候 已上

干 十月四日

両人之名

右之通可被相觸候 以上

當番惣代中

一大豆煮汁之入札 依便宜同日觸之

入札之事

鳴野御塩噌藏大豆貳百石之煮汁御拂ニ成候間 望之者札を認 請人同道仕 来ル廿三  
日四ツ時分 鳴野御蔵御番所へ可罷出候 已上

干 十月四日

両人之名

右之通三郷可被相觸候 以上

當番惣代中

是ハ鳴野へ廿三日御米大豆請取候故 御番衆 地役人も出候ニ付 廿三日ニ札披候惣  
代之若キ者ニも兼而出候様ニ申付

一 御煮込中つかい申役船之義 其時々御断不申上 御用次第船之惣代ニ申付 御煮込仕廻候

節 役船之員数書付差上可申旨 同日次手ニ申上置

一 御材木奉行衆へ竹繩請取ニ遣手形ハ 夫介ニ渡シ 日用之者召連參請取 船積致来ル

請取申<sup>竹</sup>之事 式枚ニ認 但仮手形也

合拾束ハ 竹 但老束ニ付式尺五寸繩ニ<sup>必</sup>

合三束ハ 繩 但老把ニ付五尺緋五拾尋宛

右者大坂鳴野於御塩噲藏 御味噌ニ御煮込中笹塩之為御用請取申候 重而裏判之半紙ニ引替可申候 仍如件

年号<sup>支</sup>十月<sup>干</sup>

肩書 地役五人之名印

御材木奉行衆之名殿

覚

上荷船 式艘

右ハ鳴野御塩噲藏御用之竹繩取寄候間 明何日之朝六ツ時天氣能候ハ、川崎御材木藏濱迄廻候様ニ可被申付候 若雨降候ハ、翌何日之朝右刻限ニ可被出候 已上

干  
月日

兩人之名

船之惣代中

一 土取寄候船右同前 土船三艘ト玉造森迄廻し候様ニ認候違計

一 へつい塗ハへつい仲ケ間方役目にて出候

鳴野御塩噲藏へつい 當年ハ<sup>塗直</sup> 上ぬり<sup>上ぬり</sup>にて候間 致其心得 明後何日早天方可罷出候 尤天氣悪敷候ハ、翌何日ニ可罷出候 已上

月日

兩人之名

右書付惣代ニ渡

へつい屋中

一 鳴野ニ有之ちき之緒付直之時差紙

鳴野御塩噲藏御用之ちき緒悪敷成候間 付直可被差越候 已上

月日

老人ニても印

神善四郎衆手代

一同十六日薪御買上之入札 於月番町奉行所 御番衆兩人 地役五人立合披之 落札之者請人ニ手形申付 落札之者を船之惣代ニ引付 船無相違出候様ニと申渡 何日ニ薪何程積廻候様ニと同日薪屋ニ員数書付相渡

御請申上薪之事

鳴野御塩噲藏御用之薪入札ニ被仰下候処 何町何屋何右衛門落札 檜節木銀老匁ニ付何貫何百目 檜節木銀老匁ニ付何貫何百目 雜木銀老匁ニ付何貫何百目 右之通御請負申上候

薪之義 御書出三色之内御好次第能枯候木何程ニても御手支無御座候様ニ差上可申候勿  
論朽木 しめり木 生木ハ持参仕間敷候 若札主遅々仕候ハ、為請人急度埒明可申候為  
其連判如件

年号<sup>支</sup>十月<sup>干</sup>

何町何丁目何屋

札主 何右衛門印

右同断

請人 何右衛門印

御奉行様

右手形御城代江懸御目 鳴野ニ置

一へつい塗仕廻候時手形を願候付調遣

覚

合何拾人也

右ハ鳴野御塩噌蔵へつい之塗御用 如例年遣申所 仍如件

月日

両人之名印

へつい屋中ケ間中

一同廿一日傳馬年寄へ明後廿三日西之御丸へ馬可出之旨 差紙遣候

玉造御蔵方渡り申事も有之

覚

御傳馬 五拾疋

右ハ鳴野御塩噌御用之米大豆 西ノ御丸方鳴野御蔵へ取寄候間 明後廿三日之朝五ツ時前

京橋口御門先芝原へ揃候様ニ可申付候 已上

十月廿一日

両人之名

大坂傳馬年寄中

右之差紙京橋傳馬助三郎方へ為持遣

一西之御丸方御米大豆出候へハ京橋口へ張紙遣ス

覚

一御味噌たうし

耆人

一麴屋上下

忝人

一御傳馬

五拾疋宛 但口付共

右者 御城詰御味噌煮込之為御用 大豆麴米西之御丸御蔵方請取 鳴野御春屋へ運候付  
京橋口御門出入仕候 尤目明三人御門下ニ付置申候間 人馬無相違罷通候様ニ御番所へ  
被仰付可被下候 已上

干

十月廿三日

家司四人之名殿

肩書 但京橋口役人ハ肩書なし

地役五人之名印

一同廿日比御蔵衆へ上町役人參 廿三日例年之通御米大豆請取可申旨 案内申候

一同廿三日御米大豆請取 上町役人 御番衆兩人ハ 御蔵へ被出 久右衛門父子 六郎兵衛も

出ル 此方兩人ハ 鴨野ニ罷有 改請取 今夜方不寝之番式人宛鴨野ニ差置

請取申<sup>米</sup>之事 貳枚  
大豆

此所但京舛也 ト認

合六拾四石三斗八合ハ

子ノ年地米

右同断

合貳百石者

子年播磨大豆

右者大坂御城詰之御味噌麴之御用ニ請取申候 重而裏判之手形ニ引替可申候 仍如件

年号<sup>支</sup>月日<sup>ヒ</sup> 日付ケなし

肩書

地役五人之名印

御蔵衆四人殿 月番先へ書 江戸留守ニても書

先年ハ地大豆煮来候ても御蔵ニ無之候由ニて播州ノ大豆請取

一 御米大豆御蔵へ納置

一同日即時ニ麴米拾五俵ト端米 久右衛門ニ渡ス 是ヨリ毎日四俵宛渡 判形取

一同廿五日六日七日之内 薪積来 余日無之 自然雨降候へハ手支候故 近年廿五日之由

一 雑木 三百貫目程

一 樫木 千貫目程

一 檜木 五百貫目程

初日右之程請取 五七日間薪屋窺ニ来 吟味之上貫目日限申付

一 小豆鴨塩右同日之比積来入置 請負之者前方ニ断来日限申付 但薪積来候度ニ貫目改請取  
木屋へ之通ニ當番之印判押ス

一同日あめ入札之者出ル 近年ハ前銀ニ上ケ置請取候処 家質改不入 當分之手形申付 落直  
之銀高書付御頭之御目ニかけ候

差上申一札之事

鴨野御塩増大豆貳百石之煮汁入札ニ被仰付 何屋何右衛門銀何百何拾何匁ニ札を落買上  
申候 銀子ハ前方差上置 煮汁段ニ請取可申候 右之銀子来ル廿八日鴨野御番所へ持参可

仕候 若札主滞申候ハ、請人として銀子不残急度差上可申候 為其連判如件

干

十月廿五日

何町何丁目何屋

札主 何右衛門

右同断

請人 何右衛門

御奉行様

右之銀持参仕候已後此手形返ス

一同廿七日大豆洗 是ヨリ毎日六石宛出ス 三十四日ノ未一日式石出シ仕廻

一同廿八日御煮込 是方昼夜無懈怠令勤番

一御味噌かますニ當番老人ノ印

一御味噌御城詰凡六ケ度 大形五日目之積リ

一御本丸ハ式年續テ納拂在之老年無出入

一西ノ御丸詰 朝ハ上町非番方出 五ツ時方天満非番出

一御本丸詰ハ非番不残出ル 但桜御門方内ハ御番衆人足ニて運之 凡御番衆人足五十人ほと

一小買物諸色帳ニ記之

一御味噌煮込前日限考 京橋口御門并銅御門之張紙認 京橋口役人御頭へ申上

覚

鳴野御春屋ニて煮込之 御味噌西之御丸御蔵へ度々運 相詰申候

詰日ニ京橋口御門下ニ目明三人宛付置可申事

一たうし 老人

一日傭頭 老人

一人足之義ハ日用頭度々御番所へ御断可申上候 毎度詰日ニ御塩噌役五人之内京橋口御番  
所迄御断申次第 幾度も御門出入仕候様ニ御番所へ被仰付可被下候 已上

干

十月 此月付ケ巳ノ年ヨリ十一月与認  
可申由家老衆被申其通ニ認候

肩書 但京橋口役人ハ肩書なし

四人之家司名殿

地役五人之名印

覚

鳴野御塩噌蔵ニて御味噌煮込之内 御用之義ニて自然夜中私共罷通候ハ、御番所へ御断  
可申候并人足頭夫助人足召連罷通候義も可有御座候間 是又断次第 銅御門 鳴野口御門  
無相違罷通候様ニ御番所へ被仰付可被下候 已上

十月

前二同



右同

一町人足入用帳 當番之者毎日改印判押

一大豆六石 麴三石 塩三石 毎日如斯

一薪式百七八拾貫目程

一塩ハ請負人伊賀屋半右衛門手代料ル

一麴ハ 久右衛門并下人料ル

一人足之分ハ町役

一十二月六日七日比 米屋共へ米相場書之義申遣

薪代御米ニて被下候故 時之相場上中下之三段をナラシ 渡端銀ハあめ銀ニて渡ス

米屋へ之差紙

御塩噲方御用之間 去年地米上中下之相場書付ケ来ル何日何時ニ兩人之内へ可被差越

候 已上

月日

兩人之名

大坂米屋中

一同八日九日比地役人鳴野へ寄合夫助六郎兵衛出 内勘定請拂有之 諸事帳面等調

御裏判ノ 請取申米之事

米合何拾何石者

但京舛也

是ハ大坂御城詰之御味噲 薪代米也

但老石ニ付何拾何匁替

此銀何貫何百目

内

何百何拾目

檮木何千何百何拾貫目

但銀老匁ニ付何貫何百目替

何百何拾目

檮木何千何百何拾貫目

但銀老匁ニ付何貫何百目替

何百何拾目

雜木何百何拾貫目

但銀老匁ニ付何拾貫何百目替

右是者大坂 御城詰之御味噲 薪入札之刻 私札を落 薪賣上申候

米之直段ハ大坂米屋共方時之相場書を御取 御吟味之上ニて薪之代米慥請取申所仍如件

年号<sup>支</sup>十二月<sup>干</sup>

何町何丁目何屋

何右衛門印

地役五人之名殿

右之通相違無御座候 已上

肩書

町奉行与力

御定番与力

地役五人之名印

御城代家来

右之通我等共立合相改 相違無御座候 已上

肩書

御番衆両人名印

御蔵衆之名殿 但月番之衆筆頭ニ書

右手形前方認 十五日御番衆御出合之刻 惣印形相済候同日 薪屋も罷出候様ニ申付置  
續聞を印形押佐瀬候 廿一日比御米渡り候段 前方上町役人 御蔵衆へ案内申承合候御  
裏判出候義 不知候段 十七八日比役人へ来候へと薪屋ニ申付

御裏判ノ 請取申 大豆 之事 式枚ニ認

大豆合貳百石者 但京舛也

米合六拾四石三斗八合者 同断

右者大坂御城詰之御味噌 御用ニ 請取申所 仍如件  
麴御用ニ

年号 支 十二月 此月付ケ十月ト可相認之由  
干 御蔵衆之申其通ニ認

肩書 地役五人之名印

御蔵衆名殿

御裏判ノ 請取申 繩 之事 式枚ニ認ル  
竹

合三束者 繩 但壺把ニ付五尺緋五拾尋宛

合拾束者 竹 但壺束ニ付式尺五寸繩ニ

右者大坂鳴野於御塩噲蔵 御味噌御煮込中筥塩之為御用 請取申所 仍如件

年号 支 十二月 肩書 地役五人之名印  
干 御材木奉行衆名殿

御材木奉行衆名殿

請取申塩之事

合百三石六斗者 小豆嶋御年貢塩

右者大坂御城詰之御味噌御用ニ請取申所 仍如件

年号 支 十二月 肩書 地役五人之名印  
干 小豆嶋庄屋中

右之手形ハ御裏判無之 十五日ニ塩請負之者出候様ニと申付置 同日渡遣

一十五日何も不残鳴野へ寄合 清帳共印判調候 御裏判ハ近日御寄合有之候へハ 待合候日限  
不知候へハ 段々ニ廻シ銘々頭之裏判取申候 但裏判取ニ出候節 請帳も段々廻シ御目ニ  
かけ候

一御米大豆之手形 廿一日上町役人老入御蔵へ持参 仮手形ト引替申候

一御材木奉行衆へ之手形ハ此方家来ニ夫助相添 手代迄遣 仮り手形ト引替申候

一廿七日西之御丸御蔵へ清帳納 御蔵共之封七人之惣印判ニて切替候

一同日帰ニ御塩噲方御用仕廻候由 御頭へ申上 御味噲煮込并年中之勘定目録上ル 御頭江戸

御在府之節ハ右之目録上封仕 印判を押 序次第江戸へ被上候様ニと申留守居衆へ渡帰ル

右勘定目録認様

何年御煮込

一御味噲何万何千何百貫目

桶数何拾ニ入内

幾桶ハ 御本丸納  
幾桶ハ 西ノ御丸納

一御薪何千何百貫目

此代銀何百何拾目

是ハ當何年御味噲焼候薪代銀也 何百何拾目ハ米何拾何石ニて被下之 残り何拾何匁ハ

銀子与相渡候 但米老石ニ付何拾何匁之積り

一銀何程

何年あめ銀之残

一銀何ほと

何ノ年あめ銀

式口合何百何拾目

此拂

一銀何ほと

是ハ當何時分何所之御修復御入用

一銀何ほと

是ハ鳴野御塩噲方諸色御入用

拂銀高合何百何拾目

差引残る

銀何百何拾目

右者西之御丸帳箱ニ入置申候 重而御勘定ニ相立可申候

以上

年号<sup>支</sup>月日<sup>干</sup>

老人之名

(裏表紙)

一 御城札當分之御用にて候ハ、至其日御頭方請取仕廻次第 其日之内ニ返上 續テ毎日出候 御用之節ハ請取置申候事

一 西ノ御丸御塩噲方御蔵御建直ハ 御代官衆ヨリ小破ヨリ少上之御修復ハ 御城代ヨリ少之御 繕ハあめ銀ニテ仕候 無之時ハ御銀請取候事

一 西ノ御丸 御薪丸蔵御建直 御修復共 雇人足あめ銀無之候ハ、御裏判手形を以御銀請取

一 鴨野計桶ノ寸法 高サ 七寸七分 口径 円法 壹尺六分

底径 同 九寸八分

右ハ天和元西十月廿七日於鴨野以粟料究之

一同所コシキノ寸法 高サ 外法 三尺七寸

口径 円法 同 底

但 幅板厚サ 口ニテ 壹寸貳分 底板厚サ 貳寸八分

以上三ツ 壹ツニ付 代銀四拾九匁三分宛

代銀合百四拾七匁九分

一 御味噲桶寸法 高サ 四尺五寸 口差渡 四尺八寸

桶数合百貳拾三程 内 八ツ 御本丸御多門ニ有 百十五 西ノ御丸御蔵ニ有

一 久右衛門宗旨手形入候紙袋之図

表	裏
御塩噲御蔵番宗旨手形老通	年号 支 干 月 日 役人 兩人 ④
同宗門御改手形 老通	

御塩噲方御用聞町人

京橋壹丁目大庭屋六郎兵衛

一 御味噲たうし 但願ニ付御頭方へ申上貞享五戊辰年ヨリ 頭金六兩宛被下候 請状ハ鴨野帳箱ニ入置

一人足頭 天満白屋町毛馬屋夫助

一 桶師 天満三丁目 弥兵衛 作料飯米共ニ銀貳匁宛

一同 徳井町 次兵衛 作料壹匁四分 飯米壹匁五合

但御城ニ在之御味噌桶御修復等ハ此次兵衛仕上候

一材木方 伏見屋源左衛門

鈴木町

一鍛冶方 鍛冶与三衛門

一塩屋 伊賀屋半右衛門

一左官方 左官又兵衛 玉造左官町

一小買物方 大工町萬屋甚右衛門 和泉屋利兵衛

一屋根造付方 清右衛門

一井土堀方 久五郎

一大工方 山村与助

一瓦造付方 松屋町筋瓦屋藤右衛門

一御塩増場本町方鳴野へ引候ハ

寛永十八<sup>辛巳</sup>年

一同所南ノ方へ引候ハ

寛文七<sup>丁未</sup>年

但只今之場所也

一鳴野御塩増御蔵番久右衛門 延宝八申八月迄ハ天満東三丁目茨木屋伊兵衛借屋ニ居南新町河内屋市兵衛麴請人ニ立 毎年麴仕上候處 同年九月朔日御蔵番ニ被仰付候付 松江町鍛冶七左衛門ヲ御蔵番之請ニ立 朔日ヨリ鳴野へ引越申候 然ハ河内屋市兵衛麴請之義訴訟仕候故 京橋彦丁目和泉屋久右衛門麴請人ニ相立 手形之仰付 地役五人之宛所ニて同年十月廿九日於鳴野請負判形仕候 同九年西九月御蔵番久右衛門訴訟申候ハ両請人へ判代大分出之 迷惑仕候間 老人ニて両用之請御取可被下旨ニ付 肥前守殿 米津出羽守殿 保科弾正忠殿へ御相談被成候処 願之段尤ニ被思候 慥成者ヲ老人ニて両様之請ニ取可申 由 肥前守殿被仰渡 同月廿一日手形申付候 但地役人五人立合判元見届候

差上申請状申ノ年ト同文言也

一御麴屋久右衛門義 今度鳴野御塩増御蔵番願申上候付 被仰付難有奉存候 然上ハ御蔵屋敷之内御麴小屋へ妻子共引越住居仕 御番之義随分入念相勤可申候事

一御城近所之御番仕候付 對公儀悪心有之 万一手立を以如何様之義願候者御座候共 被願申間敷候 若左様之義御座候ハ早速可申上候事

一此度鳴野へ召連引渡候世倅六兵衛義 若輩者ニ御座候間 五三年之内私相煩候坎 他所へ參候節 河州門真ニ番村ニ罷有候 惣領之倅弥十郎を呼寄代ニ差置 御番明不申候様ニ可仕候事

一火之用心諸事念入 万御蔵屋敷之内へ忍入候者など御座候ハ、無油断吟味仕捕候様ニ可仕候事

一 御蔵之内へ他之者むさと出入致させ申間敷候事

一 御番相勤候内 御蔵屋敷之明地不残御預ケ被成被下候 御塩噌御用場之外 當分不入地之分ニ耕作仕候上ハ御扶持切米之願申上間敷候事

一 御麴仕上候一件之義ハ 最前請合手形之通可相勤候事

右之条々万事念入久右衛門御番仕候内ハ何ケ年も請ニ立可申候 何事ニよらず不念之義御座候 久右衛門ハ不及申請人迄 如何様とも曲事ニ可被仰付候 為後日仍如件 御塩噌蔵番 久右衛門印

延宝九<sup>辛</sup>年九月廿一日

京橋老丁目泉屋

御奉行様

請人 久右衛門印

御番所永代箱ニ入置

差上申一札

鳴野御塩噌蔵番久右衛門義 御麴請合候付 私請人ニ相立候 三拾八年已前寛永廿年未十月廿日入札之上被仰付候通 米老石ニ付麴もミニて老石五斗五舛五合宛差上させ可申候 若滞候義御座候而麴遅々仕候坎仕損者 私罷出急度相納可申候 為後日仍如件

年号月日 前同

京橋老丁目いつみや

請人 久右衛門

御麴屋

久右衛門

宛所五人之地役

此手形鳴野ニ納有之

差上申一札

鳴野御蔵番久右衛門義 御城中御麴之仰付候付 京橋老丁目和泉屋久右衛門請人ニ相立候条 家屋敷様子御尋被成書上候覚 京橋老丁目 いつみや 請人 久右衛門印 一表口式間半 裏行拾六間半

此代銀三貫五百目

私云式割引 実ハ四貫三百目余

右之家屋敷 只今迄何方へも質物ニも入不申 脇ガ妨申者も無御座候 右久右衛門御城中 麴御用御請仕候内ハ 此家屋敷賣候義ハ不及申上 質物ニも入させ申間敷候 勿論二重請人ニ立させ申間敷候 若已来右之家屋敷質物ニ入候坎又ハ賣候ハ 其節ハ御役人迄早速御断可申上候 久右衛門義慥成者にて御座候 為後日五人組年寄月行司連判手形差上申所 仍如件

延宝八申十月晦日

京橋老丁目いつみや久右衛門五人組

御奉行様

和泉屋長右衛門印

永代箱ニ入置

同

いせ屋久兵衛同

同穴太戸改駿河家守

灰屋利兵衛同

同穴太高村三河家守

平野屋六左衛門同

同月行司

榎並屋久右衛門同

同

茶屋五兵衛同

同 年寄

大庭屋六郎兵衛同

一久右衛門親類縁者并分限之覚

嫡子 弥兵衛 河州門真村百姓 田地式丁余所持

二男 六兵衛

三男 十兵衛

女子 式人 門真村へ縁付

御番衆江戸御持参目録之控

大坂御城詰之御味噌 午ノ年煮込并古味噌之御拂 其外御拂物買調申物御勘定目録

一大豆 式百石 巳年地大豆 勝次右衛門 田村傳右衛門 日根野甚五郎 望月忠右衛門方  
請取

一米 六十四石三斗八合 巳年地米右同人方請取 此麴百石 但米壹舁ニ付 麴壹舁五合五勺  
五才宛

一塩 百三石六斗 小豆嶋御年貢塩 彼嶋之庄屋中方請取

一 内三石六斗ハふり塩ニ成申候

御味噌壹万八千式百三十五貫六拾目 但三十六桶ニ入 壹桶ニ五百貫目宛入 内式桶ハ五  
百七十八貫目入 壹桶ハ五百七十九貫六十目入 西之御丸納

一米 式十五石四斗 御新代米也

但巳年地米右ニ付銀三十九匁式分替

此銀九百九十五匁六分八厘

此わけ

七百七十匁匁七分三リン九毛

檜木七千百貫目

但銀壹匁ニ付九貫式百目替

百七拾五匁五分五厘五毛

檜木千五百八十貫目

但銀壹匁ニ付九貫式百目替

四拾八匁三分八厘六毛

雜木六百七拾七貫四百目四分  
但銀壹匁ニ付拾四貫目替

右之薪入札之刻 大坂西横堀奈良屋町嶋屋八兵衛荷札ニ付 薪賣上申候米直段ハ大坂米屋共方時之相場書を取 吟味仕 御薪代米ハ御蔵衆 勝次右衛門 田村傳右衛門 日根野甚五郎 望月忠右衛門方請取相渡申候 此外薪代銀壹匁六分壹厘四毛あめ拂銀之内ニて拂申候 但是ハあめ銀払之内ニ有之

一銀百四拾九匁八分四厘壹毛

巳年あめ銀残

一銀八百六拾五匁九分四厘

午年あめ銀

午年御味噌大豆貳百石之煮汁如例年入札を以御拂ニ成候處 石町清水屋吉右衛門落札ニて買上申候

一銀五拾貳匁八分七リシ六毛

是ハ嶋野御春屋御味噌大豆之あき俵繩共ニ御拂ニ付 大坂町中直段付ヲ取候處 天満白屋町米屋庄左衛門落直ニて賣拂申代銀也

三口銀合壹貫六拾八匁六分五リシ六毛

此拂

一銀壹匁六分壹リシ四毛

雜木代

是ハ雜木貳十貳貫五百九十六匁但銀壹匁ニ付拾四貫目替

一銀七百四拾八匁五分六リシ七毛

是ハ嶋野御つき屋萬小買物入用別ニ御勘定帳有之 但大坂 御城西之御丸御塩噌蔵帳箱ニ入置

一銀三百貳十目八リシ九毛

是ハ嶋野御塩噌場惣構御堀御つき屋 麴小屋并玉造御薪丸蔵 四ヶ所破損御修復御入用之足銀ニ相渡候 但此御勘定帳ハ西之御丸御蔵ニ納置申候

一辰年古味噌壹万八千三百六貫五百目三拾七桶ニ入 但壹桶ニ五百貫目宛入 内壹桶ハ三百六貫五百目入

此代銀五貫三百貳拾六匁九厘三毛

但五百貫目入壹桶ニ付銀百四拾五匁四分七厘

如例年入札被仰付 大坂京橋三丁目萬屋甚右衛門札を落買上ケ申候 何も立合賣拂代銀未六月廿三日ニ上納仕 御金奉行衆手形を取 則大坂御城西之御丸御塩噌蔵帳箱へ入置申候 右ハ水野周防守殿御組足立善市郎殿 青木甲斐守殿御組青沼友右衛門殿 何も立合御勘定



之目錄 如斯ニ御座候 以上

元禄四<sup>辛</sup>年七月<sup>未</sup>

加藤平八郎与力 着崎儀大夫印

小田切土佐守与力 西田又三郎同

遠山主殿頭与力 戸田吉(カ)郎兵衛同

安部撰津守与力 福原万右衛門同

土岐伊豫守内 神村九郎左衛門同

青木甲斐守組 青沼友右衛門印

水野周防守組 足立善一郎同

右五人之衆中被立合相改相違無御座候 以上

御勘定所

右目錄之繼目ニハ印判ナシ 惣連判相濟候上与御番衆へ渡ス

右之目錄ニ元禄六癸酉年ヨリ繼目ニ惣印判押申候

薪代米 御味噌煮込并 請帳之認様  
小買物

表紙之書付仕様

辛元禄三年

大坂御城詰之御味噌煮込請帳

未十二月

一大豆貳百石 何ノ年地大豆 勝次右衛門 田村傳右衛門 日根野甚五郎 望月忠右衛門方  
請取

一米六拾四石三斗八合 巳ノ年地米右同人方請取此麴百石 但米壹舁ニ付 麴壹舁五合五勺  
五才宛

一塩百三石六斗 小豆嶋御年貢塩 彼嶋之庄屋中方請取

内三石六斗ハふり塩ニ成申候

右之御味噌何万八千何百何拾何貫何百目 但何拾何桶ニ入 壹桶ニ五百貫目宛入 内貳桶ハ  
何百何拾何貫目入 壹桶ハ何百何十何貫何拾目入 西之御丸納

年号<sup>支</sup>月日<sup>干</sup>

肩書 町与力筆頭

地役五人之名印

肩書

御番両人名印

一米何拾何石何斗

但何ノ年地米石ニ付何十何匁替

此銀何百何十何匁

何百何十何匁

檜木何千何百何十貫目

但銀老匁ニ付何貫何百目替

何百何十何匁

檜木何千何百何拾貫目

但銀老匁ニ付何貫目替

何百何拾匁

雜木何百何十何貫目

但銀老匁ニ付何貫何百目替

右之薪入札ノ刻 大坂何町何屋何右衛門落札ニ付薪賣上ケ申候 米直段ハ大坂米や共方時  
之相場書を取 吟味仕 薪代米ハ御蔵衆誰ニ方請取相渡申候 以上

年号月日

前ニ同

同断

何年あめ銀残

一銀何ほと

何ノ年あめ銀

一日何ほと

何ノ年御味噌大豆煮汁如例年入札を以何町何屋何右衛門買上ケ申候

一日何ほと

枅物之品ヲ書

是ハ鳴野御蔵何御拂ニ付 町中直段付ケを取 大坂何町何屋何右衛門落直ニ付 賣拂申

代銀也

三口銀合何ほと

此枅

一銀何ほと

何

是ハ何所御蔵破損之所繕申御用

一銀何ほと

何

是ハ鳴野御春屋并御番所所繕之御用

一銀何ほと

何

是ハ御春屋何之御用

右之通鳴野御繕之御入用又御煮込中之小買物諸色ニても一ツ書ニ仕様ニ  
是ハ何之御用与断書ヲ書 何ケ条ニても此様ニ書申候

一銀何ほと かれ木何百拾 但かれ木代も小買物之ケ条ノ内へ如斯書入申候

是ハ西之御丸へ御味噌運申御用

一銀何ほと 何木代

此貫目何ほと

但銀壹匁ニ何貫替

是ハ御新代米之端銀也 但若端銀有之而渡し候ハ、小買物ケ条之内へ如斯ニ書入申候

一金六兩 頭持給金 給銀も如斯小買物ケ条之内へ書入申候

此銀三百六十目

拂合何百何十目

残り何百何十目

右ハ西之御丸帳箱へ入置 重而御勘定ニ相立可申候 以上

年号<sup>支</sup>月日<sup>干</sup>

肩書 町与力筆頭

地役五人之名印

右式人之衆中<sup>方</sup>立合相改相違無御座候 以上

肩書

宛所ハなし

御番衆両人名印

元禄四<sup>辛</sup>年八月十三日小田切土佐守様御参勤ニ付 差上候書付ケの控

大坂御城 御本丸 御塩噲方諸色有物之覚  
西御丸

一御味噌惣高三万六千四百七貫九百六拾目

七十二桶ニ入

同

壹万八千七百七十式貫九百目 元禄二巳年詰

三拾六桶ニ入内 三桶ハ 御本丸ニ有

三十三桶ハ 西ノ御丸御蔵ニ有

壹万八千三百三拾五貫六十目 元禄三年年詰

三拾六桶ニ入

西ノ御丸御蔵ニ有

一塩三千三百石

内三千石ハ

寛永十三子年小林甚太郎渡シ目錄有

西ノ御丸御蔵二戸前ニ有

但一戸前ニハ干蕨松節荒和布を入込有之

三百石ハ

寛文五巳年小豆嶋御年貢塩請取納申候

御本丸

山里丸之上御多門ニ御味噌ト一所ニ在之

一御薪老万三千四百五拾三駄半

内九千四百五十三駄半ハ

西ノ御丸御蔵三戸前并同所丸蔵十式ニ入

内

六千八百九十老駄ハ

小林甚太郎渡目錄有

二千五百六十式駄半ハ 正保二酉年買納

四千駄ハ

玉造御蔵曲輪之内丸蔵拾二ニ入但寛文七未年方同  
十戌年迄四年間毎年千駄ツ、買納

一焼炭千三百八十俵

西ノ御丸御蔵二戸前ニ有内一戸前ハ干蕨松ふし荒和布ト入込有之

内

八百八十俵ハ

小林甚太郎渡目錄有

五百俵ハ 正保二酉年買納

50

一鰯漬八十九石

備前瓶  
五十六ニ入

西ノ御丸御蔵一戸前荷有

内 正味老石入瓶 十九

同 式石入瓶式十七

寛文四辰年方同六午年迄三ヶ年ニ毎年買納

同 老石五斗入瓶十

一松節千式百式十本

内

式百二十本ハ

小林甚太郎渡目錄有

千本ハ 正保二酉年買納

一荒和布千三百三束五把

内

六百式十束ハ

小林甚太郎渡目錄有

六百八十三束五把ハ 正保二酉年買納

一千蕨式百五束

内

百五拾五束ハ

小林甚太郎渡目錄有

ハ五拾束ハ 寛文五巳年買納

右松節 荒和布 干蕨三色ハ 西御丸御蔵一戸前ニ入込有之

御本丸 西御丸御塩噲方有物之分 如斯ニ御座候 已上

御味噲煮込之次第

一大豆貳百石

是ハ當地御五人之御裏判手形を以 當地御蔵奉行衆四人方請取之

一米六十四石三斗八合 但麴百石分

是ハ右御裏判手形を以 御蔵奉行衆方請取 鳴野御塩噲蔵番久右衛門ニ相渡 麴百石ニいたし差上候 但米壹石ニ付麴壹石五斗五升五合宛之積り

右大豆麴米 西御丸御蔵方鳴野御春屋へ運候人馬ハ大坂町役

一塩百三石六斗 内三石六斗ハふり塩

是ハ小豆嶋御年貢塩 毎年彼嶋之庄屋共方請取 煮込之御用ニつかひ申候

右大豆毎年十月廿八日方十二月初迄日数三十四日ニ鳴野御塩噲蔵ニて煮込仕 御本丸西

御丸江相詰申候 但 御本丸へ御味噲詰候節 櫻御門方内ハ大御番衆方人足出運申候

其外諸色之人足ハ大坂町役

一御味噲煮込之御薪ハ十月ニ大坂町中方入札を以御買上候 薪ハ檜檜雜木 但檜檜二色ハ節木ヲ用申候 薪代銀凡壹貫目方壹貫四五百目迄之内毎年高下御座候 薪代ハ御米ニて被下候付 大坂町中米屋共方内之相場書を取 役人吟味之上御五人之御裏判手形を以薪賣上ケ候 町人御蔵奉行衆方御米請取候 半銀はあめ代銀之内方も相濟候事

右入札御月番之町御奉行所ニて御塩噲役之大御番衆兩人私共五人立合被候事

一御材木奉行衆方毎年竹拾束繩三束御五人之御裏判手形を以請取 鳴野御塩噲蔵ニて御味噲煮込中もかり垣ニ仕候事

一大豆貳百石之煮汁大坂町中方入札を以 拂之代銀ハ五百め方壹貫目迄毎年高下有之 右之銀ハ御煮込之諸色人用とり 鳴野御塩噲蔵 西御丸 玉造御薪丸蔵少破之御修復等ニ仕候 此銀をあめ銀与申候事

右入札鳴野御蔵御番所ニて右七人之役人立合被候事

一御拂味噲ハ四年已前ニ煮込候一年分三十六桶 但壹桶 三月ニ大坂町中方入札を以 五百貫目入

相究 六月迄ニ段々ニ御味噲相渡 代銀ハ六月廿三日ニ上納仕 御金奉行衆方手形請取 西ノ御丸御蔵へ納置申候 但落札之者御味噲請取候程 代銀ハ其時々ニ請取 御月番之町御奉行所ニ預ケ置 御味噲相渡仕廻候節 銀座包ニいたさせ 上納仕候代銀ハ凡六七貫目方拾貫

目余迄每年高下有之候事

右入札者御月番之町御奉行所にて右七人之役人立合被候事

御塩噌蔵場所覚

一御本丸 山里丸之上御多門

一西御丸ニ御蔵 五棟 但十三戸前

同所御薪丸蔵 十式

一玉造御蔵曲輪之内御薪丸蔵 十二

一鳴野御塩噌蔵惣構

表三十間  
裏行三十老間半

内ニ

御春屋 梁行 五間 但下庇老間 出シ屋 老間ニ  
桁行 十一間 三間

御米大豆蔵 梁行式間 内ニしきり有  
桁行十間

御番所 梁行式間半 内四間ノ所者式間梁  
桁行六間

御麴蔵 梁行三間 但出シ屋 梁行式間  
桁行七間 桁行四間

但御蔵番此内ニ住居仕御味噌之麴仕上ケ申候

御春屋之内ニ諸道具色々有之候

以上

元禄四<sup>辛</sup>年八月<sup>未</sup>

老人之名印

右之書付ケ折本ニ認封シ差上候 御城代江戸へ御下り之節 書付ケ之義被仰出候へハ 右之書付ケニ地役五人之名印にて差上ル

西ノ御丸御蔵請帳箱ニ在之書付之写

大坂御城御本丸西之丸御蔵ニ御座候有物渡申事

一塩三百四石六斗余 此俵数千十四俵

一味噌三千五百貫目 此桶数七ツ老桶ニ付五百貫目入

一薪老万八千五百拾束 此駄数三千八十五駄

内西之丸之分

- 一 塩三千石 此数八千六百八拾五俵
- 一 味噌三万五百貫目 此桶六十一壹桶ニ付五百貫目入
- 一 薪四万八千五百五十束 此駄数六千八百九十壹駄
- 一 御湯殿道具 一通り
- 一 ほしわらひ 百五十五束
- 一 あらめ 六百貳拾束余
- 一 松ふし 貳百貳十本
- 一 たきすミ 八百八十俵
- 一 いわしつけ 貳百九十九桶

是ハ廿九年以前ひのへ午ノ年 いせヶ伏見之御城へ水谷九左衛門納申由 桶ニ書付御座候 皆くさり御用ニ立申間敷候

右之分大御番衆方兩人 阿部備中守方貳人立合相改納申候 以上

寛永十三年

前年之通目録にて相渡申候

子十一月晦日

小林甚右衛門 印判  
年判

阿部備中守様御内

大竹久右衛門殿

稲垣摂津守様御内

清水長兵衛殿

久貝因幡守様御内

川村太郎左衛門殿

曾我五左衛門様御内

平弥大夫殿

大坂御城御本丸西之丸御蔵ニ買納申目録

一 鰯拾五万

御本丸ニ備前瓶拾口ニ入納

一 糶五十石

御本丸良ノ矢倉<sup>クラ</sup>ニ箱五ツニ入納

但是ハ御代官衆方請取納

一 薪貳千五百六拾貳駄半

西之丸八ヶ所ニ詰置申候

一 燒炭五百俵

西之丸御蔵ニ納

一 松節

西之丸御蔵ニ納

一 荒和布六百八拾三束五把

西ノ丸御蔵ニ納

右ハ正保弍年ニ松平外記殿御組竹瓦傳九郎殿 安部撰津守殿御組田村庄左衛門殿立合買  
納申候 以上

慶安元年

松平孫大夫与力

子九月五日

前嶋庄右衛門

曾我丹波守与力

伊藤弥次右衛門

稻垣撰津守内

前嶋市右衛門

右之外戌亥両年之御味噌七拾壹桶有

味噌御蔵帳目錄銀手形相渡申覚

一 根岸長兵衛殿 小林十兵衛殿帳数八冊

一 先役人衆之帳数五冊

一 拙者共之帳数五冊

一 同御本丸西之丸買納申候目錄壹通

一 小林甚太郎殿方之御城有物之目錄壹通

一 御味噌拂銀納手形十四枚 是ハ寛永十壹年方慶安元年迄

但寛永十三年子ノ年之拂無御座候由 是ハ亥年仕入無之ニ付 拂も無御座候由ニ御座候  
以上

慶安元年

松平孫太夫与力

子ノ九月五日

前嶋庄右衛門印

曾我丹波守与力

伊藤弥次右衛門印

稻垣撰津守内

前嶋市右衛門印

稻垣撰津守様御内

前嶋市右衛門殿

保科弾正忠様御与力



小野傳左衛門殿

内藤石見守殿御与力

地山三郎衛門殿

曾我丹波守殿御与力

原次左衛門殿

松平孫大夫様御与力

吉田弥右衛門殿

西ノ御丸御薪丸蔵拾弍

玉造御薪丸蔵拾弍

東ヨリ

西ヨリ

壹 元禄四辛未年八月御建直シ

壹 元禄四辛未年八月御建直シ

弍 同

貳 右同

三

三

四 元禄四辛未年八月御建直シ

四

五

五

六 同年御建直

六

七 同断

七 右同

八 同断

八

九 同断

九

十

十 右同

十一 元禄四未年八月御建直シ

十一

十二

十二

(半丁ほど白紙)

(落書カ)「何用之

先祖 いろ

いろは」

元禄三<sup>庚</sup>年御煮込

一 御味噌壹万八千弍百三拾五貫六拾目

西之御丸納

但三拾六桶ニ入内 式桶ハ 五百七拾八貫目入  
壹桶ハ 五百七拾九貫六拾目入

未年御煮込

一御味噲壹万八千貳百七拾貫八百目 此桶数三拾七 但壹桶ニ五百貫目宛入  
内壹桶ハ貳百七十貫八百目入

内 四桶ハ御本丸納  
世三桶ハ西之御丸納

申ノ年御煮込

一御味噲壹万八千百貳拾七貫九百目 此桶数三拾六 但壹桶ニ五百貫目宛入  
内貳桶ハ五百六拾三貫九百五拾目宛入

内 三桶ハ 御本丸納  
三拾三桶ハ 西之御丸納

元禄七酉年御煮込

一御味噲壹万八千八百八拾六貫目 桶数三拾六内貳桶者五百六拾貳貫目宛入  
不残西之御丸納

印

印

(表紙)

## 編集後記

大阪府立図書館紀要第 49 号をお届けします。

この紀要は、大阪府立図書館の職員が業務上の関連で研究・調査した事柄、所蔵資料の研究や紹介、図書館学全般等について職員の自己研鑽と資質向上を目的として公表するものと位置付けており、府立図書館のホームページで公開しています。

今号では、紀要第 35 号（2006 年(平成 18 年)3 月刊）で発表した「少年院と図書館サービス」の続編となります「その後の少年院と図書館サービス」を掲載しました。少年院における読書環境等の変化とともに、現在中央図書館が実施しているサービスについて言及しておりますのでご覧いただければと思います。また、職員有志での勉強会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら実施しなければならず、例年になく苦労がありました。が、成果として、府立図書館コレクションのひとつである「大和銀文庫」所収資料の翻刻を掲載することができました。

今後とも府立図書館の充実、及び職員の資質向上のため、日々研鑽に励んでまいりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当紀要に登載された著作物に係る著作権は執筆者に属し、その著作の使用に関しては、大阪府立図書館は著作権者の了解を得ています。

## 編集委員（◎は編集長）

中之島図書館 ◎牧野豊明 宇円田陽子 藤原紀恵 中川勝利 西原次郎  
中央図書館 仙田ひろ子 山岡直子 南谷均

大阪府立図書館紀要 第 49 号

2021 年 3 月 31 日

編集・発行

大阪府立中之島図書館

〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10

大阪府立中央図書館

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1

<http://www.library.pref.osaka.jp/>

<無断転載を禁ずる>